

第二期小山市工業振興基本計画
中間見直し報告書

令和3（2021）年3月

小山市

■ 目 次 ■

1	計画見直しの目的等	1
1-1	計画見直しの目的	1
1-2	計画の役割と位置づけ	1
1-3	計画の期間	2
1-4	策定体制	2
2	事業の進捗状況・評価及び工業を取り巻く社会情勢	3
2-1	進捗状況の把握と評価	3
2-2	工業を取り巻く社会情勢	9
3	事業進捗状況等からの工業振興に係る課題の整理	25
3-1	事業進捗状況からの課題	25
3-2	工業を取り巻く動向や社会情勢から鑑みる課題の整理	27
3-3	小山市における工業振興上の計画課題の整理	29
4	工業振興基本計画（中間見直し）	31
4-1	将来像・基本目標	31
4-2	施策の体系整理	37
4-3	具体的取り組みの中間見直し	38
4-4	重点事業の位置づけ検討	65
4-5	今後の計画推進について	68

1 計画見直しの目的等

1-1 計画見直しの目的

小山市では、小山市総合計画の工業の振興に関する部門別計画として、平成28（2016）年3月に「第二期小山市工業振興基本計画」（以下「現行計画」）を策定し、本市の計画的・発展的な工業振興を目的として、積極的な企業誘致や新たな工業団地の整備をはじめ、現行計画に沿って各種施策の展開を図ってきました。

また、平成27（2015）年10月には、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある社会を維持するための基本的な計画「小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、産業の振興による新たな雇用の創出を基本目標の一つとして掲げています。

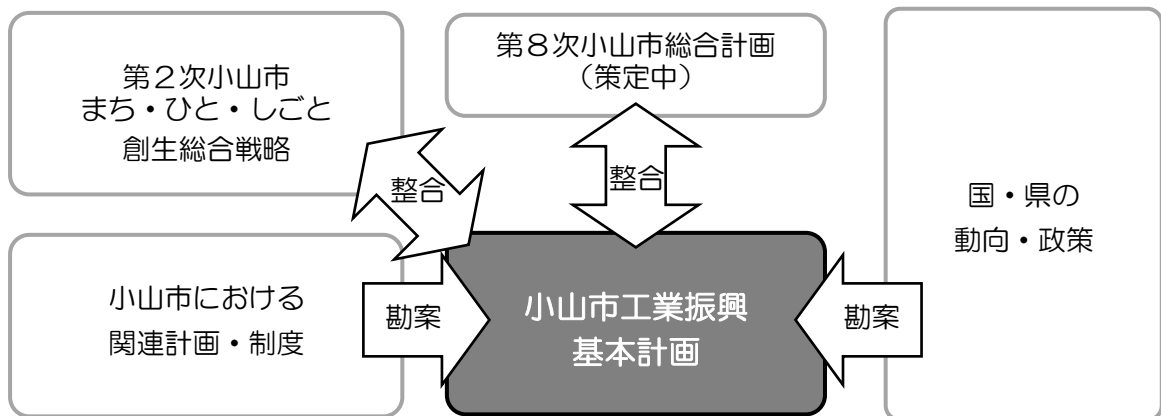
このような中、令和2（2020）年度が現行計画の計画期間〔平成28（2016）年度～令和7（2025）年度〕の中間年次となることから、現行計画策定以降における事業・施策進捗や、工業振興に係る状況変化等を踏まえて、必要に応じた事業・施策の位置付けを再考しながら、現行計画の中間見直しを行うものです。

1-2 計画の役割と位置づけ

本計画は、「小山市総合計画」を上位計画とする工業振興関連部門の個別計画であり、小山市総合計画における都市像や基本目標等を踏まえるとともに、産業振興に深く関わる「小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における具体的事業との整合を図りながら策定します。

また、「小山市都市計画マスタープラン」「小山市男女共同参画基本計画」「小山市多文化共生社会推進計画」等、本市の関連計画や制度をはじめ、国、栃木県の工業振興に係る動向や政策も勘案した計画として策定します。

■ 計画の位置づけ



1-3 計画の期間

本計画の計画期間は平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10カ年としています。中間年次の令和2（2020）年度までにおいては、第7次小山市総合計画や小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体性を踏まえながら、企業の抱える緊急的課題に対しスピーディーな事業展開を図ります。

一方、工業団地開発等の基盤整備など比較的長期的視点での事業展開が必要なものについては、10カ年の計画期間の中で社会経済情勢等の変化に柔軟に対応しながら、着実な事業推進を目指します。

従って、次期総合計画等の上位計画との整合性や、社会経済情勢の流れの中で生じる新たな課題等への対応及び事業の進捗状況等を踏まえ、本計画の進行管理を行いながら、中間年次である令和2（2020）年度において、検証及び必要な見直しを行います。

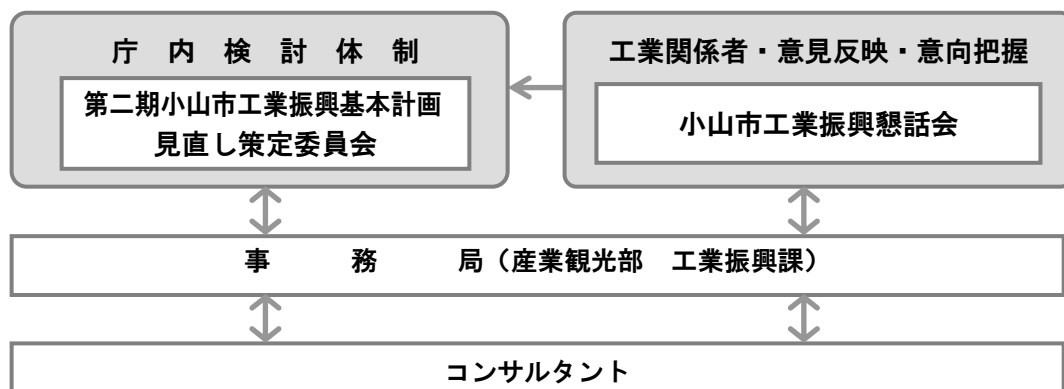
■ 計画の期間

年 度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
小山市全体の総合的・ 長期的指針としての 【小山市総合計画】	【第7次】平成27(2015)年度 ～令和2(2020)年度				【第8次】令和3年(2021)年度 ～令和7(2025)年度					
工業振興に深く関わる 計画としての 【小山市まち・ひと・しごと 創生総合戦略】	【第1次】平成27(2015)年度 ～令和元(2019)年度				【第2次】令和2(2020)年度 ～令和6(2024)年度					
部門計画としての 【第二期小山市 工業振興基本計画】	平成28(2016)年度～令和7(2025)年度 [令和2(2020)年度で中間見直し]									

1-4 策定体制

本計画の見直しにおいては、「小山市工業振興懇話会」（以下、「懇話会」と言います。）の意見を聴取するとともに、事業者の実態や本市の工業を取り巻く課題等を把握しながら、「第二期小山市工業振興基本計画見直し策定委員会」において検討を進めます。

■ 策定体制



2 事業の進捗状況・評価及び工業を取り巻く社会情勢

2-1 進捗状況の把握と評価

(1) 具体的取り組みの進捗状況と評価

①計画全体

現行計画において位置づけられている32事業について、事業ごとに設定されている中間年次「KPI（重要業績評価指標）」（現行計画では全36個）から全体の進捗を見ると、「着実に進んでいる」が約36%（13個）、「概ね進んでいる」が50%（18個）となっており、合わせて約9割近くのKPIが現行計画に基づき一定の進捗を見せている状況です。

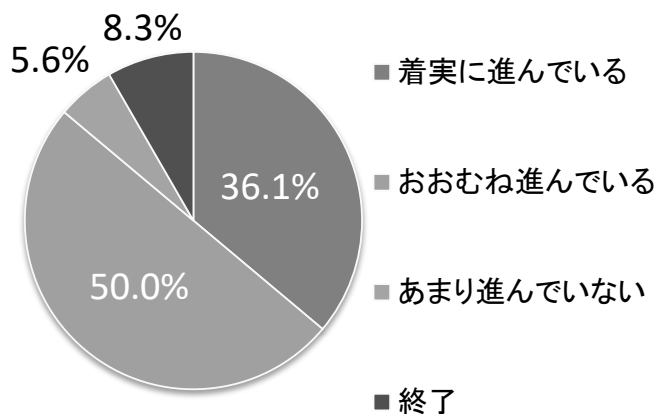
一方、「あまり進んでいない」は約6%（2個）となっています。

また、約8%（3個）については、該当する事業が終了しています。

計画全体としては一定の事業進捗による評価はできるものの、本計画においては、進捗状況を念頭に、継続性、実現性、必要性等を踏まえながら、事業の位置づけについて検討していくことが求められます。

■ 計画全体の事業進捗（中間年次KPIの達成状況）

進捗状況	KPI数	割合
着実に進んでいる	13	36.1%
おおむね進んでいる	18	50.0%
あまり進んでいない	2	5.6%
終了	3	8.3%
計	36	100.0%



②基本目標別

【基本目標Ⅰ：地域とともに発展する力の創造－活力・魅力づくり】

基本目標Ⅰに位置づけられている計9事業のKPI（全10個）のうち、「着実に進んでいる」（A表記）は3個、「おおむね進んでいる」（B表記）は5個、「あまり進んでいない」（C表記）は1個となっています。事業ごとに見ると、自社製品販路拡大支援補助金交付事業や、本場結城紬情報プロモーション事業などが着実に進んでいる一方、海外販路拡大事業については大きな進捗が見られない状況です。

なお、工業団地グラウンドワーク支援事業については、助成金の基金が縮小していることから、現在はグラウンドワーク助成金を利用せず、別途負担金として環境の整備を実施していただいているため事業的には終了（進捗状況としてはD表記）となっています。

■事業ごとのKPIと中間年次での進捗一覧

事業名	中間年次 KPI	見込値 (中間年次)	達成率	進捗 状況(*)	見直し内容 方向性について
Ⅰ－１．地元企業の育成・振興					
① 中小企業 ISO 等認証取得支援事業【既】	20 件	16 件	80.0%	B	P 38
② 中小企業工業所有権取得支援事業【既】	20 件	13 件	65.0%	B	P 39
③ 中小企業研究開発支援事業【既】	15 件	6 件	40.0%	B	P 39
④ 自社製品販路拡大支援補助金交付事業【既】	30 件	30 件	100.0%	A	P 40
⑤ 海外販路拡大事業【新】	20 件	3 件	15.0%	C	P 41
⑥ 中小企業設備投資促進事業【新】	20 件	41 件	205.0%	A	P 42
Ⅰ－２．おやまブランド産業の振興・情報発信					
① 本場結城紬復興・振興関連事業【既】	1,600 人	529 人	33.1%	B	P 43
	3,500 人	900 人	25.7%	B	
② 本場結城紬情報プロモーション事業【新】	10,000 人	9000 人	90.0%	A	P 44
Ⅰ－３．環境と共生する工業の推進					
① 工業団地グラウンドワーク支援事業【既】	25 件	2 件 (H28)	8.0% (H28)	D	P 45

(*)進捗状況の表記について [令和元(2019)年度末時点]

- A : 着実に進んでいる
- B : おおむね進んでいる
- C : あまり進んでいない
- D : 終了

【基本目標Ⅱ：さらに発展する工業力の創造—人と企業に選ばれる基盤づくり】

基本目標Ⅱに位置づけられている計7事業のKPI（全7個）のうち、「着実に進んでいる」（A表記）は1個、「おおむね進んでいる」（B表記）は5個となっています。事業ごとに見ると、すべての事業において一定の進捗が見られ、特に工業振興奨励金拡大事業が着実に進んでいる状況です。

なお、「情報基盤充実・整備事業」については、企業間の情報交換による取引拡大を目的とした小山工業情報ネットワークを活用していましたが、利用がなく機能していないことから、会員企業に意向調査を行ったうえでネットワークを廃止したため終了（進捗状況としてはD表記）となっています。

■事業ごとのKPIと中間年次での進捗一覧

事業名	中間年次 KPI	見込値 (中間年次)	達成率	進捗 状況	見直し内容 方向性について
Ⅱ－１．戦略的新規工業団地の整備					
① 新4号国道沿線新規工業団地開発推進事業【新】	21 ha	10.9 ha	51.9%	B	P46
② 工業団地開発推進事業【既】				B	P46
Ⅱ－２．戦略的企業誘致の促進					
① 工業振興奨励金拡大事業【既】	22 件	7 件	31.8%	A	P47
② 企業立地優遇制度補助金交付事業【既】				B	P47
③ 本社機能移転補助金交付事業【新】				B	P48
④ 企業誘致計画策定事業【新】				1 件	0 件
Ⅱ－３．情報基盤の充実・整備					
① 情報基盤充実・整備事業【既】	400 社	341 社	85.3%	D	P49

【基本目標Ⅲ：新たな働く力の創造－雇用創出・労働環境づくり】

基本目標Ⅲに位置づけられている計8事業のKPI（全10個）のうち、「着実に進んでいる」（A表記）は4個、「おおむね進んでいる」（B表記）は5個、「あまり進んでいない」（C表記）は1個となっており、事業ごとに見ると、緊急雇用対策事業（雇用促進奨励金）、地元企業就職支援事業などが着実に進んでいる一方で、求職者技能向上教育訓練奨励金交付事業については大きな進捗が見られない状況です。

■事業ごとのKPIと中間年次での進捗一覧

事業名	中間年次 KPI	見込値 (中間年次)	達成率	進捗 状況	見直し内容 方向性について
Ⅲ－１．企業に対する支援					
① 緊急雇用対策事業（雇用促進奨励金）【既】	100 件	109 件	109.0%	A	P 50
② トライアル雇用促進支援事業【既】	50 件	16 件	32.0%	B	P 51
Ⅲ－２．求職者に対する支援					
① 求職者技能向上教育訓練奨励金交付事業【既】	20 件	6 件	30.0%	C	P 52
② 地元企業就職支援事業【新】	400 人	494 人	123.5%	A	P 52
③ 就労支援事業【新】	1.55 倍	1.34 倍	86.5%	B	P 53
Ⅲ－３．新たな転入勤労者に対する支援					
① 転入勤労者等住宅取得支援補助金交付事業【既】	500 件	491 件	98.2%	A	P 54
Ⅲ－４．企業に対する支援					
① 子育て支援、ワーク・ライフ・バランス促進事業【既】	31 社	65 社	209.7%	A	P 55
② 労働者福祉充実事業【既】	1,300 事業所	1088 事業所	83.7%	B	P 56
	5,000 人	4489 人	89.8%	B	
	59,000 人	52,993 人	89.8%	B	

【基本目標Ⅳ：次代の小山を担う力の創造一人・ものづくり】

基本目標Ⅳに位置づけられている計5事業のKPI（全5個）のうち、「着実に進んでいる」（A表記）、「おおむね進んでいる」（B表記）がそれぞれ2個となっており、事業ごとに見ると、経営相談が好評な企業経営体質強化事業、ものづくり人材育成助成金交付事業が、特に着実に進んでいる状況です。

なお、「インキュベーションオフィス運営事業」については、設立当初に比べ、ネット環境も整備されたことから、自宅でも開業が可能となり、オフィスの需要が減少したと判断し、運営を停止したため終了（進捗状況としてはD表記）としています。

■事業ごとのKPIと中間年次での進捗一覧

事業名	中間年次 KPI	見込値 (中間年次)	達成率	進捗 状況	見直し内容 方向性について
Ⅳ－１．若者や女性等の創業支援・育成					
① インキュベーションオフィス運営事業【既】	3人	1人	33.3%	D	P57
② 創業応援事業【新】	5件	3件	60.0%	B	P58
Ⅳ－２．経営力の強化					
① 企業経営体質強化事業【既】	5回	※74回	1480.0%	A	P59
Ⅳ－３．若手人材の教育環境・基盤整備					
① ものづくり人材育成助成金交付事業【既】	100件	137件	137.0%	A	P60
② 小山市工業大学セミナー事業【既】	400人	338人	84.5%	B	P61

※ 従来の経営トップセミナーの開催件数に加え、新たに創業・経営相談件数を反映させたことによる増加。

【基本目標V：互いに支え合う力の創造－交流・ネットワークづくり】

基本目標Vに位置づけられている計3事業のKPI（全4個）のうち、「着実に進んでいる」（A表記）は3個、「おおむね進んでいる」（B表記）は1個となっており、事業ごとに見ると、地元企業のPR・交流機会創出事業、企業立地促進事業と周知・PR事業などが、特に着実に進んでいる状況です。

■事業ごとのKPIと中間年次での進捗一覧

事業名		中間年次 KPI	見込値 (中間年次)	達成率	進捗 状況	見直し内容 方向性について
V-1. 地元企業のPR・交流機会の創出						
①	地元企業のPR・交流機会 創出事業【既】	200人	209人	104.5%	A	P62
		10回	9回	90.0%	A	
V-2. 企業立地のための支援拡大						
①	企業立地促進事業と周知・PR事業【既】	5,000部	3,000部	60.0%	A	P63
V-3. およま産学官ネットワークの支援						
①	異業種間・企業間交流事業【既】	20回	15回	75.0%	B	P64

2-2 工業を取り巻く社会情勢

(1) 社会情勢

①人口減少・少子高齢化

【全国】

厚生労働省によると、これまで増加を続けてきた我が国の人口は、一転して減少していく見通しとなっており、人口減少はまずは地方で加速して進み、令和2（2020）年から令和7（2025）年にかけて、全ての都道府県で人口減少に転じるとされています。

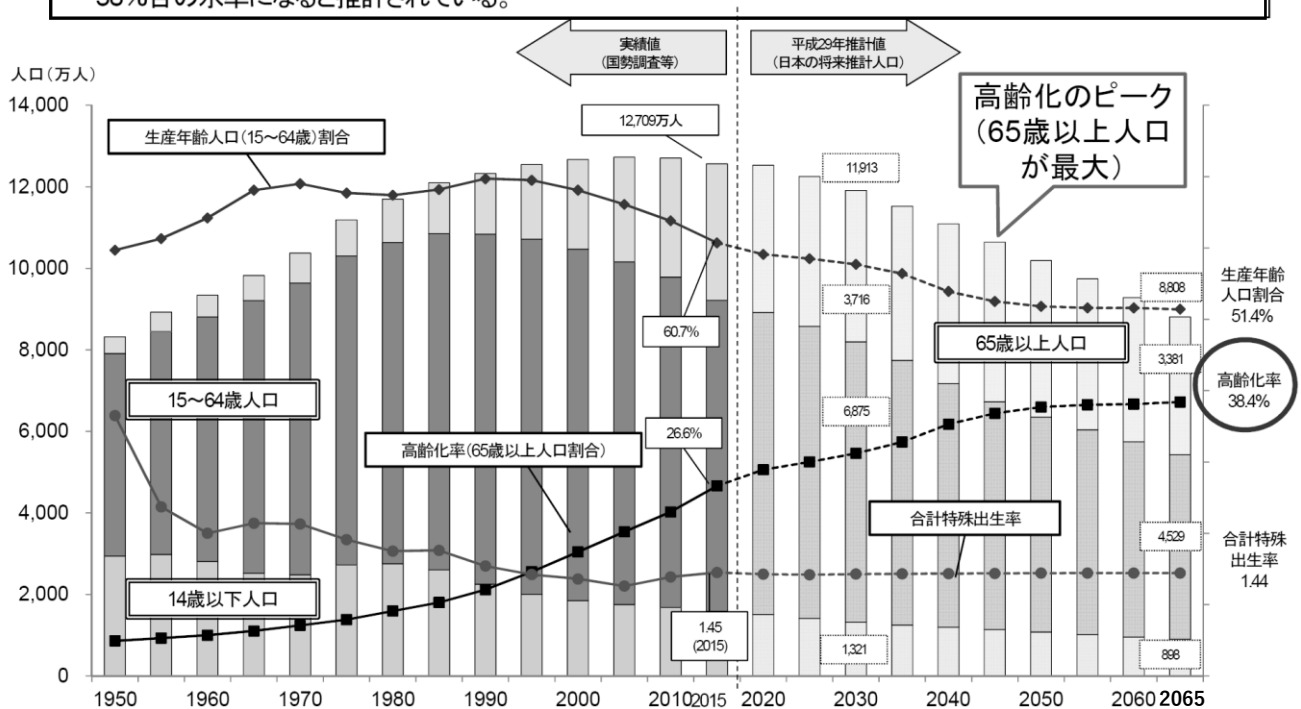
国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口」[平成29（2017）年推計]によれば、令和47（2065）年には我が国の総人口は8,808万人に減少し、65歳以上人口割合は約40%に、14歳以下人口割合は約10%になる見込みとなっています。

特に少子化については、将来的な就業者数の減少による労働人口の減少が危惧され、若者の結婚、出産、子育て環境の充実、若者の雇用の安定を確保することが求められています。また、地方で雇用を拡大し、地方の人材の流出を食い止め東京一極集中に歯止めをかけることも重要です。

これらの傾向は、現行計画策定時から特に大きな変化はなく、引き続きこの状況を前提とした対策が必要となっています。

■ 日本の人口構造の推移と見通し

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

資料：厚生労働省

【小山市】

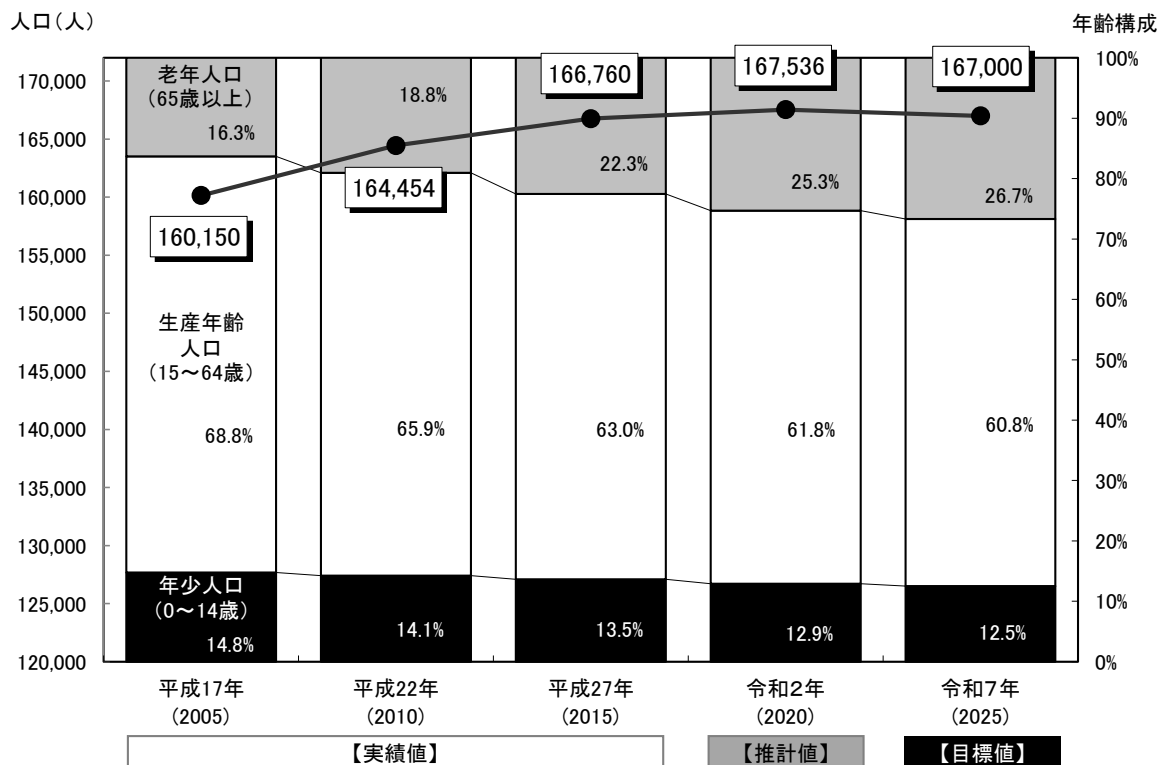
現在策定が進められている第8次小山市総合計画における人口フレームを見ると、小山市の人口は令和2（2020）年の約16.7万人をピークに減少傾向に転じるものと推計されており、令和7（2025）年時点ではその人口を維持することを目標にしています。

また、年齢階層別人口割合を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少、老年人口が増加し、令和7（2025）年では、それぞれ約13%、約61%、約27%を目標としています。

本市においても、さらに少子高齢化が進行し、長期的には総人口の減少、年少人口の減少などが予測されます。

■ 本市の総人口及び年齢階層別人口割合の見通し

区 分	実績値			推計値	目標値
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
総人口	160,150人	164,454人	166,760人	167,536人	167,000人



※令和2（2020）年の総人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

※総数には年齢不詳を含むため、年齢別構成の合計は100%に一致しない場合があります

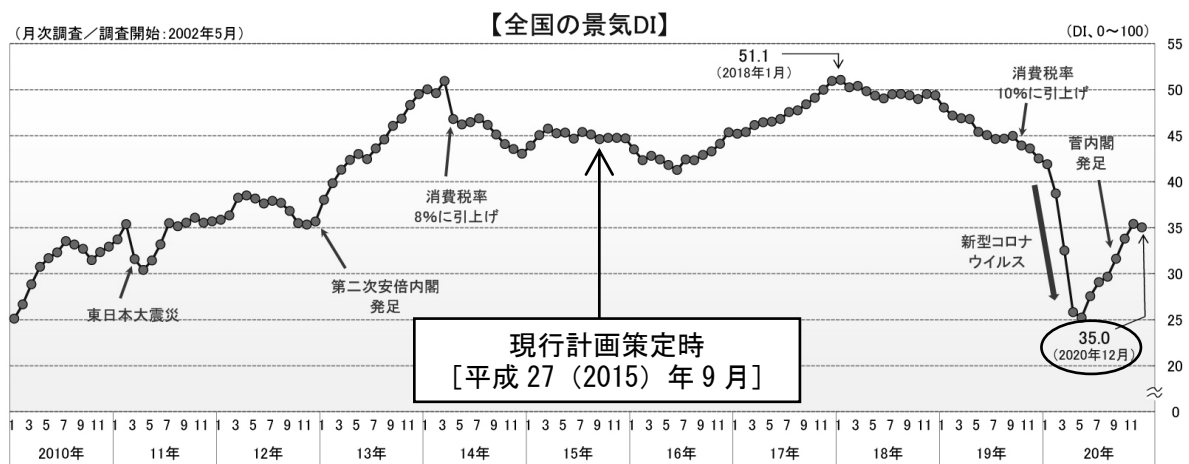
資料：第8次小山市総合計画（策定中）

②景気動向

【全国】

景気D I [業況判断指数、令和2(2020)年12月]を見ると、現行計画策定時[平成27(2015)年9月時点]以降、平成30(2018)年には最大で51.1まで回復しましたが、平成30年以降緩やかに下降に転じています。加えて、令和元(2019)年以降では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い大幅に下降しました。令和2(2020)年5月以降に回復の兆しを見せたものの、同年11月より再び悪化に転じ、同年12月の時点で35.0となっています。

■ 全国の景気D I



資料：帝国データバンク

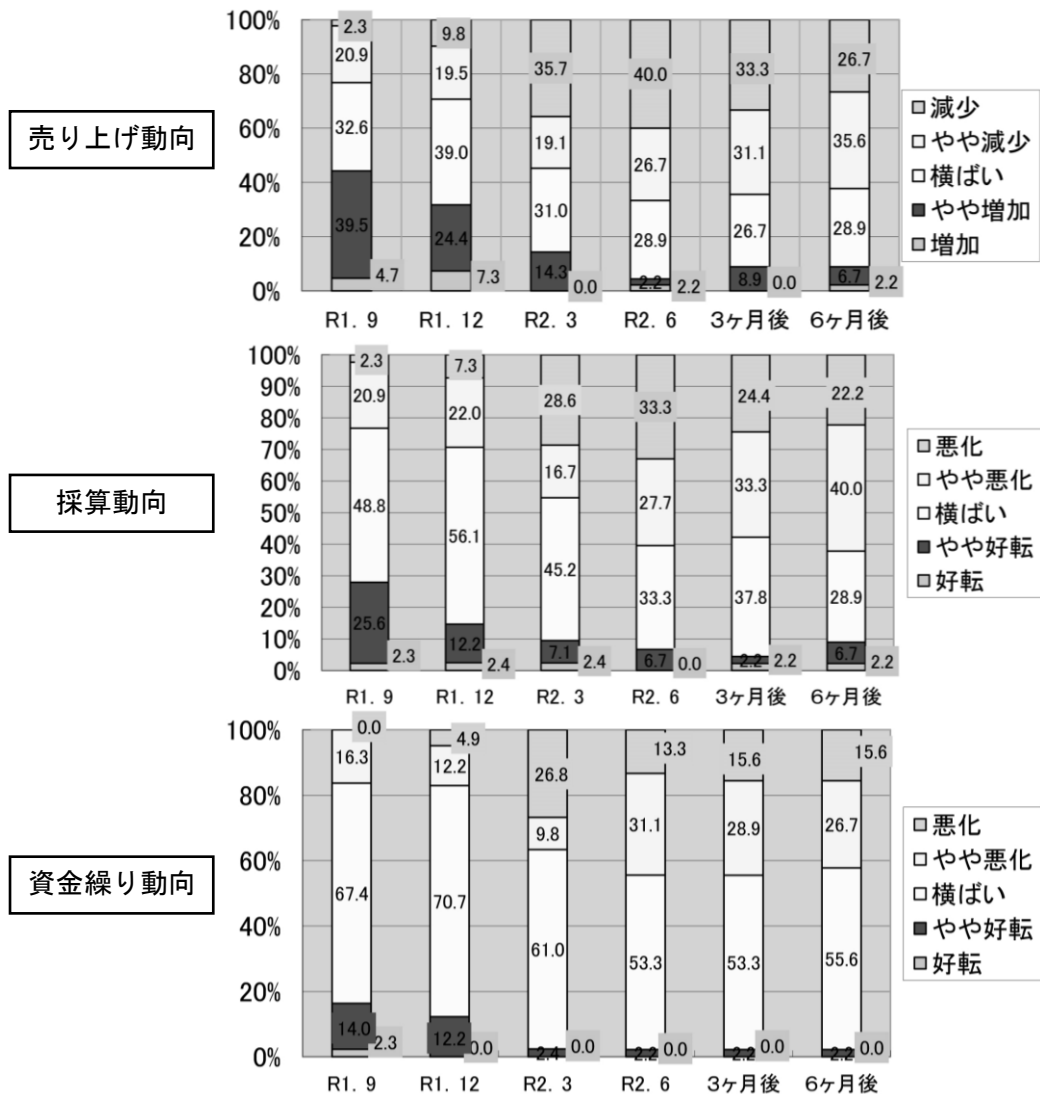
【小山市】

小山市商工会議所による「第73回小山市内景気動向観測調査」[令和2(2020)年6月末時点]によると、売り上げ動向では増加、やや増加がともに2.2%となっている一方で、減少にやや減少を加えた割合が66.7%となっており、現行計画策定時よりも増加傾向が強かった前年度から一転して、減少傾向が大きく上回っています。しかし、3か月後、6か月後では、増加、やや増加の割合が大きくなるなど、緩やかながらも経月的に回復に転じる観測となっています。

また、採算動向でも同様に令和2(2020)年6月を起点とした緩やかな回復傾向へ、資金繰り動向ではほぼ横ばいへと転じる観測となっています。

これらの観測を踏まえると、令和元(2019)年末を起点とする新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響を受けて、小山市の景気動向は大きく悪化したものの、影響のピークは過ぎており、今後は緩やかながらも回復傾向に向かうと予想されています。

■ 小山市内景気動向観測



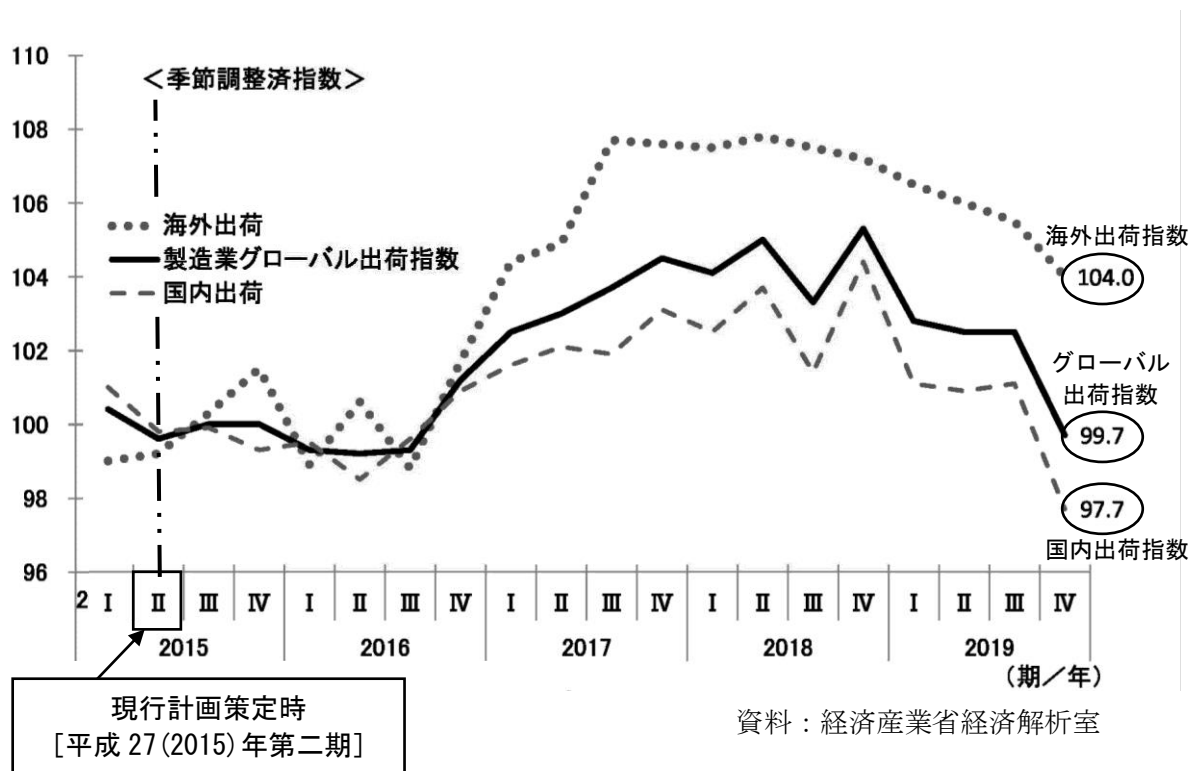
資料：小山市内景気動向観測調査

③経済のグローバル化

令和元（2019）年の製造業グローバル出荷指数の推移を見ると、令和元（2019）年第四期では99.7となり、海外出荷指数は104.0、国内出荷指数は97.7となっています。現行計画策定後、平成28（2016）年よりすべての指数が上昇傾向で推移していましたが、平成28（2018）～平成29（2019）年にかけて減少傾向に転じており、グローバル出荷指数、国内出荷指数については現行計画策定時を下回っています。一方で、海外出荷指数は近年減少傾向ながらも、現行計画策定時より増加しています。

今後、グローバル化のさらなる進展により、変化が激しくなる世界市場にて日本の強みを発揮するためには、日本企業のグローバル経営力強化が不可欠であると言えます。

■ 製造業グローバル出荷指数の推移 [平成27（2015）年=100]



④技術革新・ICT

【クラウドサービス等の導入状況について】

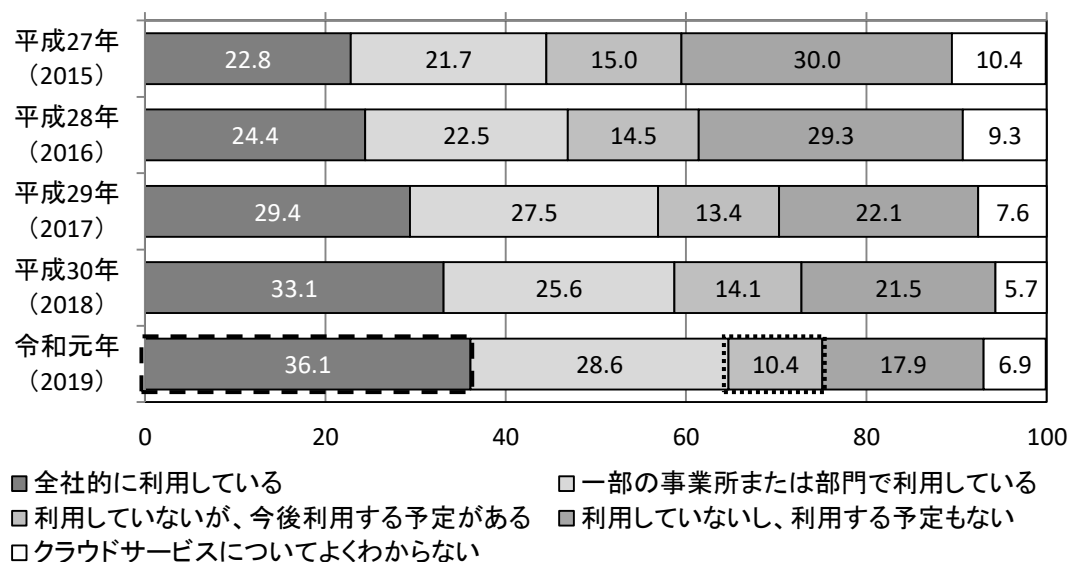
現行計画策定時以降、社会や生活を取り巻くICT環境は目覚ましく進化しています。

今やICTは成長のエンジンであり、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済成長戦略と社会課題解決の要の位置にあると言っても過言ではありません。

クラウドネットワーク技術を導入する企業は年々増加しており、総務省の通信利用動向調査〔令和元（2019）年度〕によると、3分の2近くの企業が、社内にてクラウドサービスを利用しており（横棒グラフ■部）、現行計画策定時〔平成27（2015）年〕から20.2ポイント増加しています。併せて、10.4%（横棒グラフ▨部）の企業が今後の導入を検討するなど、今後も増加傾向が続くと予想されています。

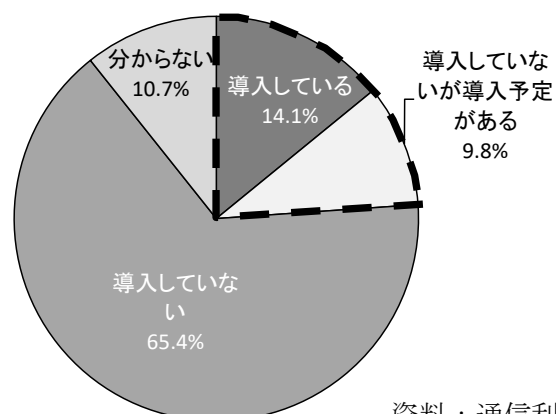
また、最先端技術の一つとして注目を集めているIoT、AIを用いたシステム・サービスについては、約4分の1（円グラフ■部）が導入または導入を検討しています。

■ クラウドネットワークの導入動向



資料：通信利用動向調査（総務省）

■ IoT、AI等のシステム・サービスの導入動向



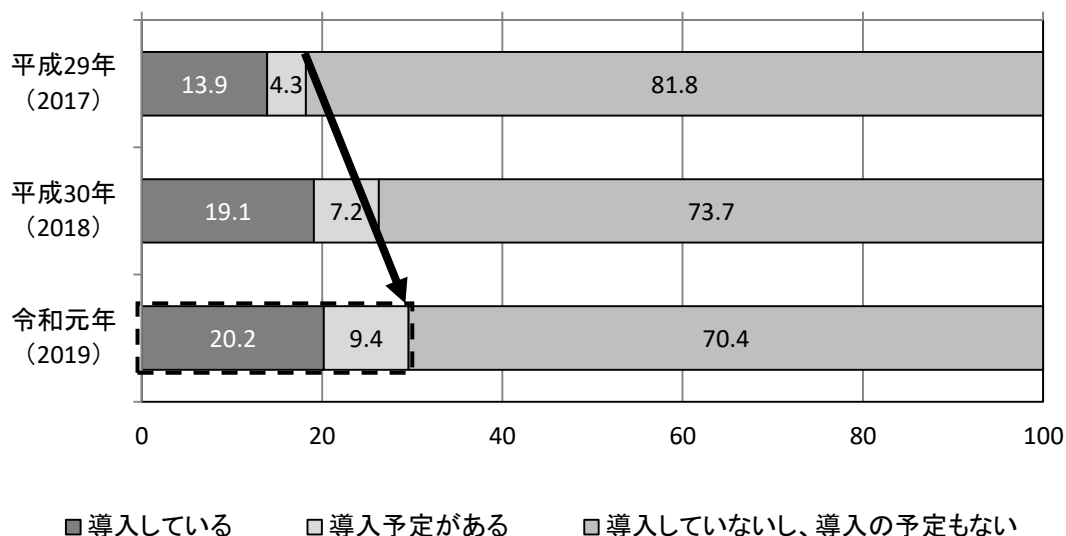
資料：通信利用動向調査（総務省）

【テレワークの導入状況について】

テレワークを導入する企業は例年増加しており、令和元（2019）年には約3割（横棒グラフ「**■**」部）の企業が導入または導入を検討していると回答しています。

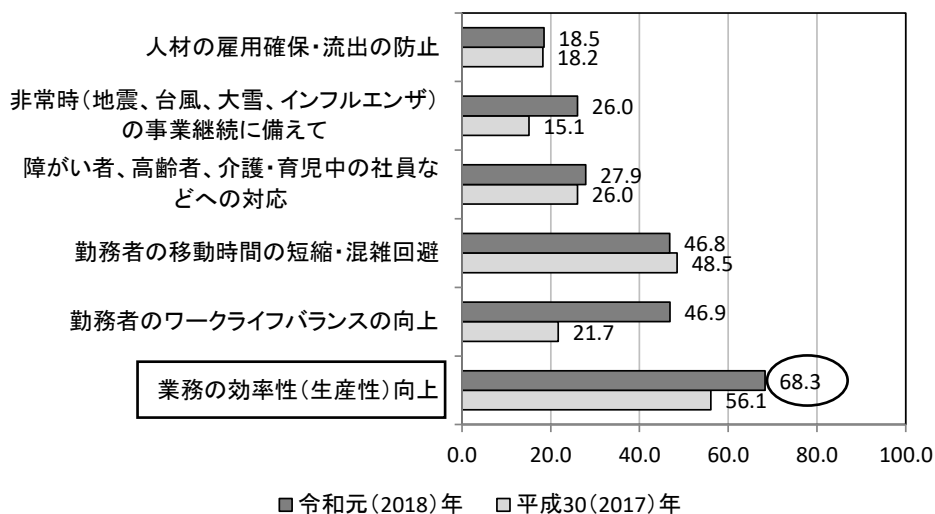
また、導入の目的については、令和元（2019）年においては7割近くが「業務の効率性（生産性）の向上」と回答しています。次いで「勤務者のワーク・ライフ・バランスの向上」や「勤務者の移動時間短縮・混雑回避」が続いており、新型コロナウイルス感染拡大以前より、非常時の対応以外の効果が注目されていた様子が見えます。

■ テレワークの導入動向



資料：通信利用動向調査（総務省）

■ テレワークの導入理由



資料：通信利用動向調査（総務省）

⑤環境への意識

環境対策については、地球環境への負荷軽減等の視点において今や欠かせない企業取り組みの一つとなっており、社会的責任においても企業努力がなされています。

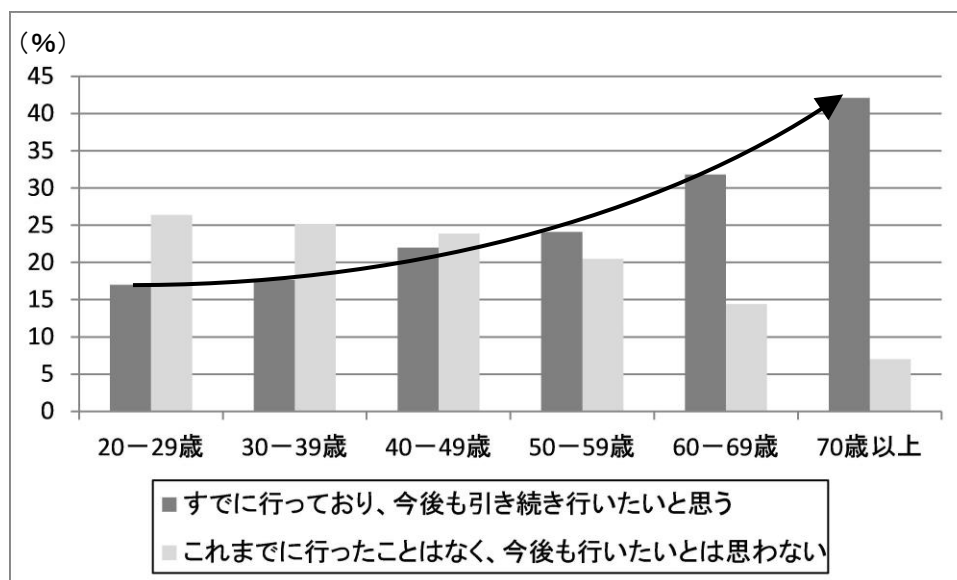
「環境にやさしいライフスタイル実態調査」においても、購買活動において環境への影響を考えてから選択する消費者の割合が多くなっています。

その傾向は高齢になるとともに強くなり、本市を含め全国的な高齢化に対応した市場としても捉えることもできます。

一方、若い世代においては、購買活動において環境への配慮を考慮せず、今後もしないという割合の方が多くなっており、グローバルな視点では意識の変革が求められるところです。

以上の傾向は、現行計画策定時から大きな変化は見られません。

■ 物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する割合（年代別）



資料：平成28（2016）年環境にやさしいライフスタイル実態調査

⑥雇用・労働環境

労働力調査〔令和2（2020）年12月版〕によると、我が国の完全失業者数は194万人となっており、前年同月に比べ49万人増加し、11か月連続で増加しています。併せて、同月の完全失業率（季節調整値）は2.9%であり、こちらは前月と同率で推移している状態です。

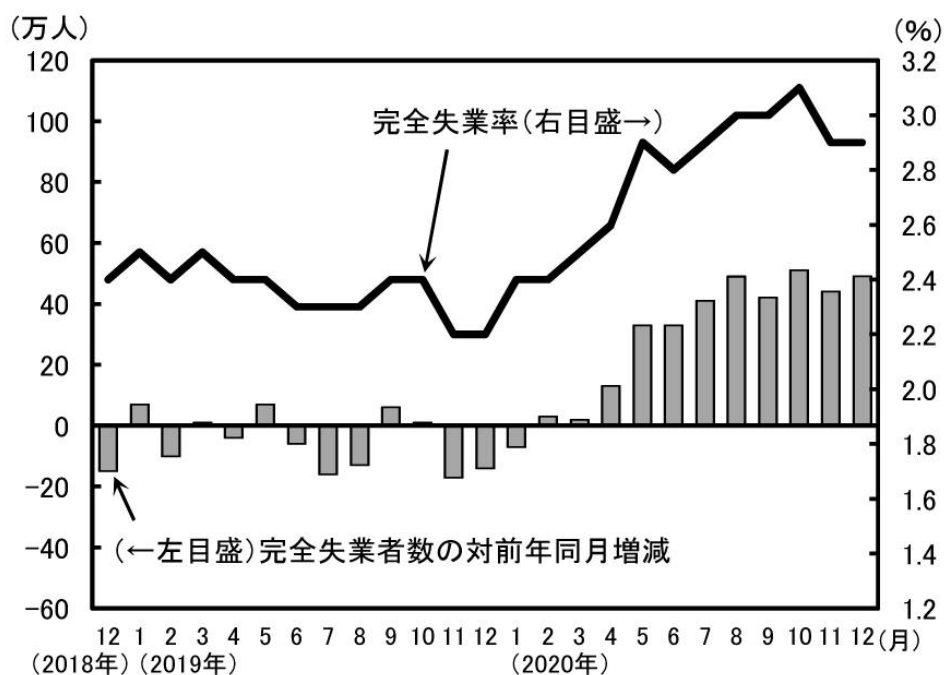
現行計画策定時の平成27（2015）年10月による労働力調査からは、完全失業者は14万人減少、完全失業率は0.2ポイント減少しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による失業者数の増加はありましたが、雇用環境は数値的には幾分解消されていると考えられます。

また、雇用均等基本調査〔令和元（2019）年度：厚生労働省〕によると、一年間に在職中に出産した女性のうち育児休業した者の割合は令和元（2019）年度において83%となり、80%台で推移し、高止まりしています。一方、配偶者が出産した男性のうち育児休業した者の割合は約7.5%に過ぎず、近年急激な増加傾向がみられるものの数パーセントと非常に低い割合であり、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備が求められます。

さらに、高齢化の進展にともない、家族の介護を考慮するケースの増加が見込まれますが、介護制度の規定の制定状況割合を見ると、従業者数が30人以上の事業所では9割近くあるのに対し、5人以上30人未満の事業所では約7割と少なく、事業所の規模による違いが見られます。ただし、後者については経年的に増加傾向にあり、今後の改善が期待されます。

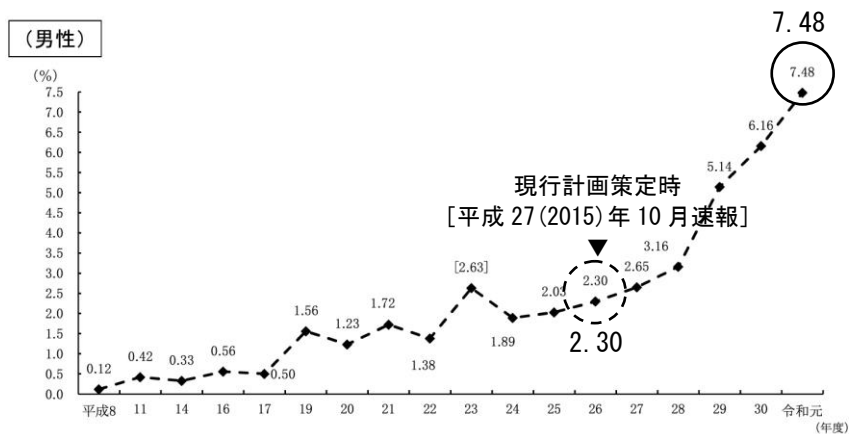
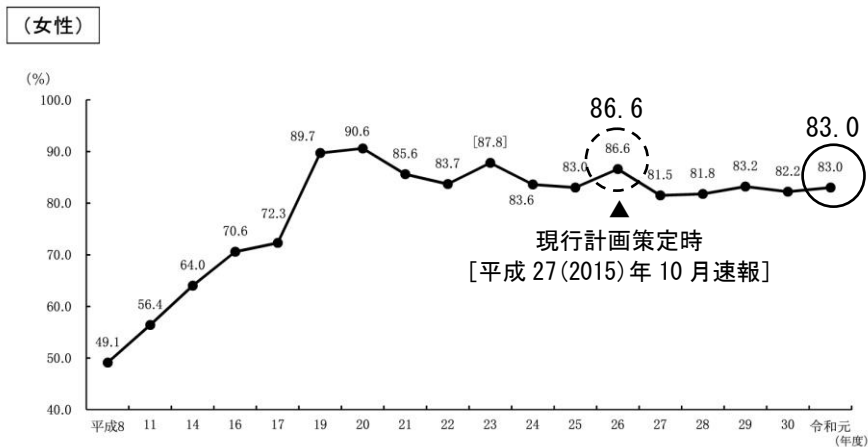
このように、安全・衛生面のみでなく、ワーク・ライフ・バランスの取り組みなど、従業者がより働きやすい労働環境の改善・充実が求められます。

■ 完全失業率と、失業者数の対前年同月増減の推移



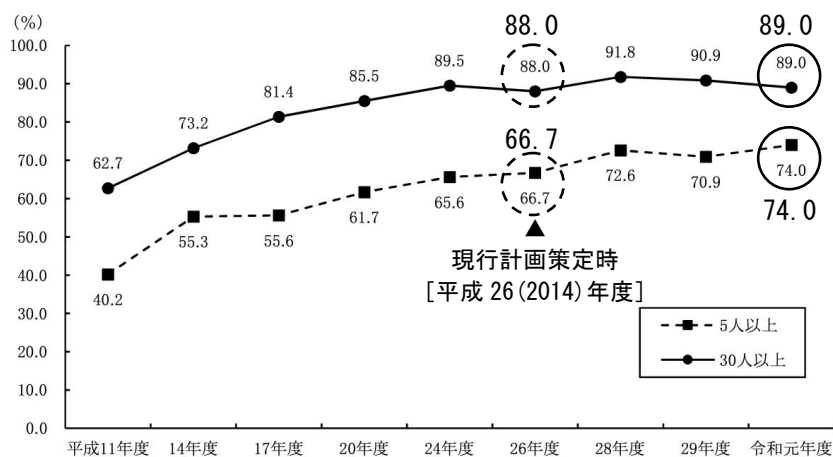
資料：総務省「労働力調査」

■ 育児休業取得率の推移 [令和2(2020)年7月公表]



資料：令和元(2019)年度雇用均等基本調査 [平成23(2011)年は岩手県、宮城県、福島県を除く全国結果]

■ 介護休業制度の規定あり事業所割合の推移 [令和2(2020)年7月公表]



資料：令和元(2019)年度雇用均等基本調査 [平成23(2011)年は岩手県、宮城県、福島県を除く全国結果]

⑦新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する影響

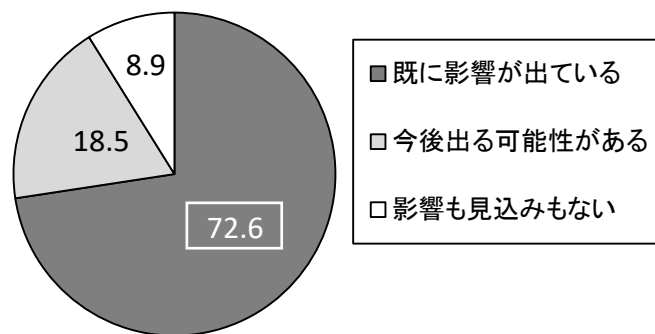
【新型コロナウイルス感染拡大の影響について（企業活動への影響）】

令和2（2020）年7月に行われた小山市・商工会議所・商工会協議会による企業活動影響調査によると、市内の商工団体に所属している企業の7割以上が、企業活動にて新型コロナウイルスの影響が出ていると回答しているほか、約2割が、今後影響が出る可能性があると回答しています。

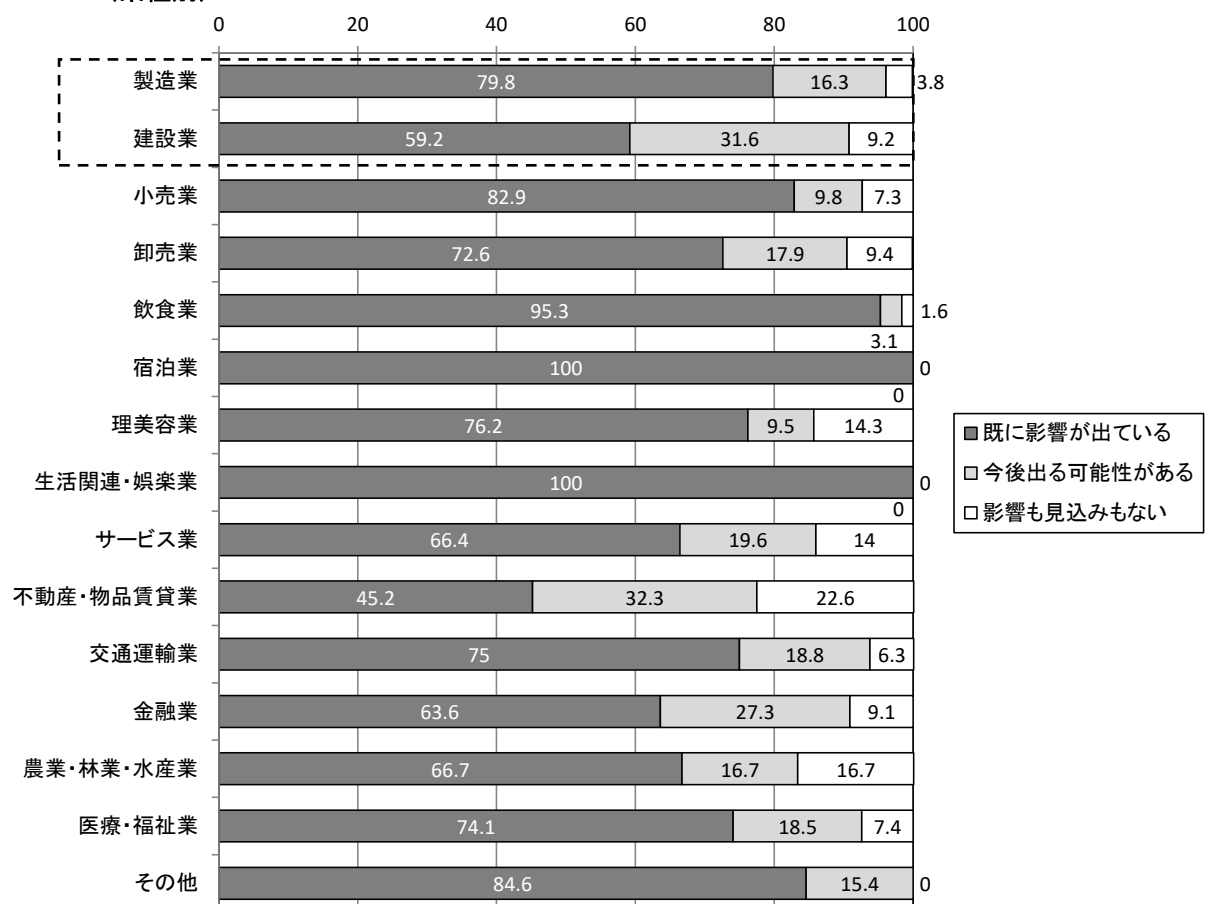
また、業種別で見ると、製造業では約8割、建設業では約6割に影響が出ていると回答しています。

■ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業活動影響調査

企業活動への影響について



（業種別）

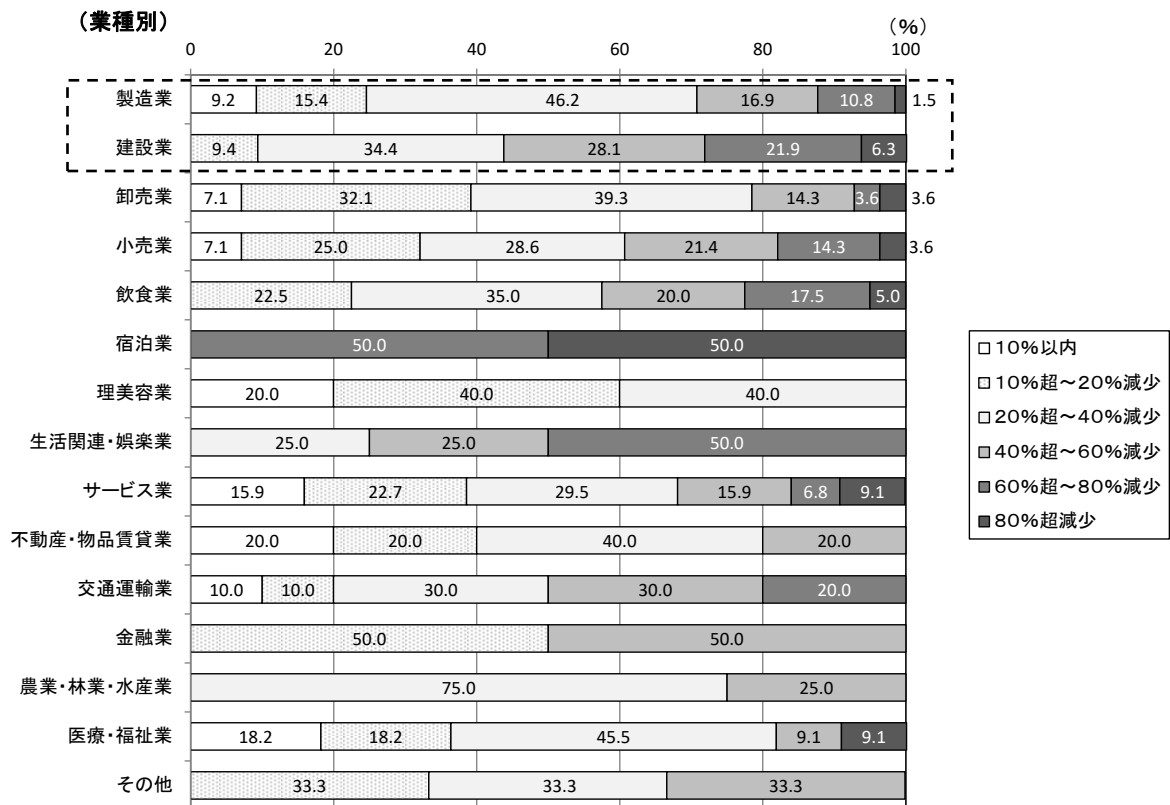
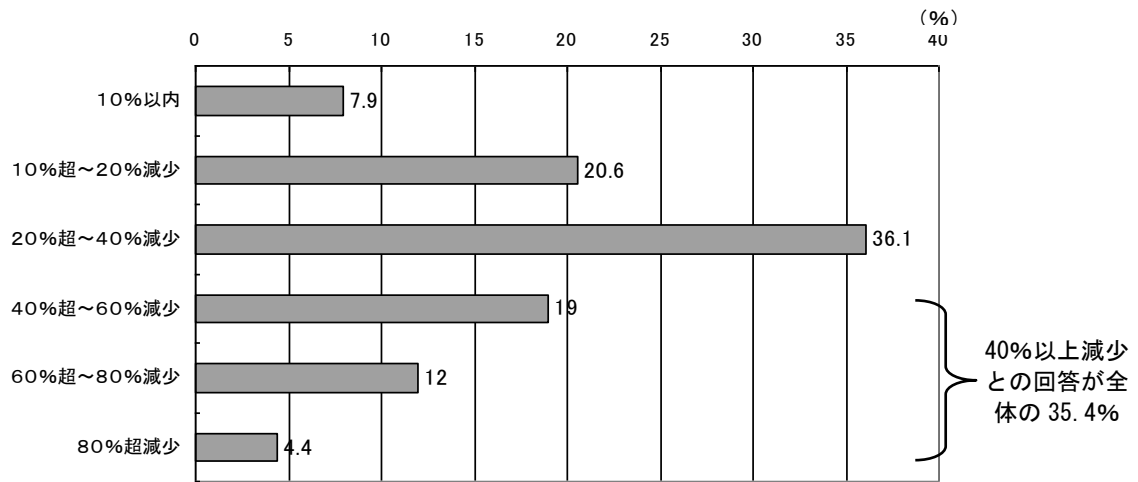


【新型コロナウイルス感染拡大の影響について（売上への影響）】

売上に影響が出た企業について、令和2（2020）年6月の売上の前年比での減少率を見ると、約3分の1の企業が40%以上減少したと回答しています。

また、業種別に見ると、製造業では減少率40%以内の企業が7割を占めており、比較的他の業種よりも減少率は低くなっています。

■ 前年と比較した売上〔令和2（2020）年6月〕の減少率

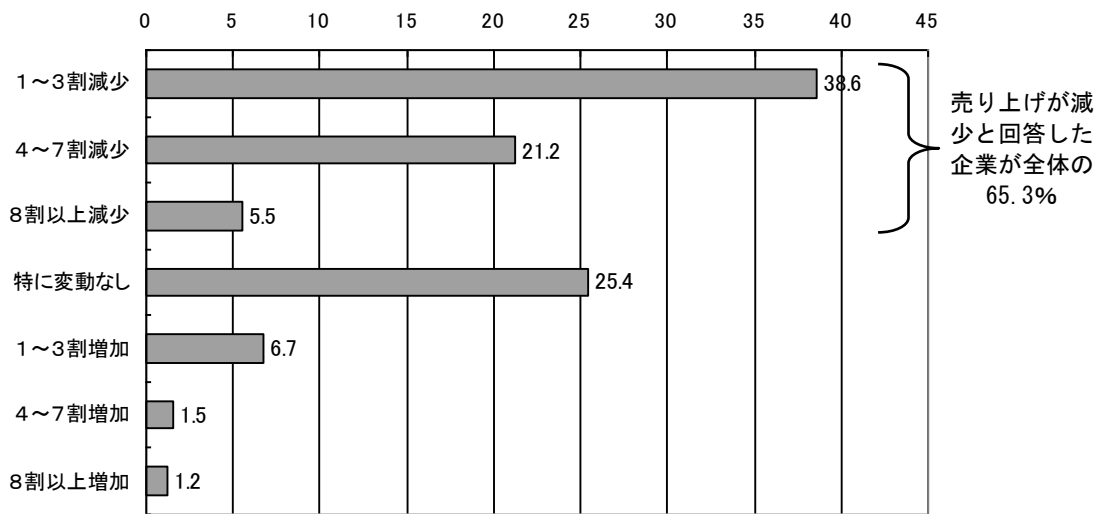


【新型コロナウイルス感染拡大の影響について（直近1ヶ月売上の前月比較）】

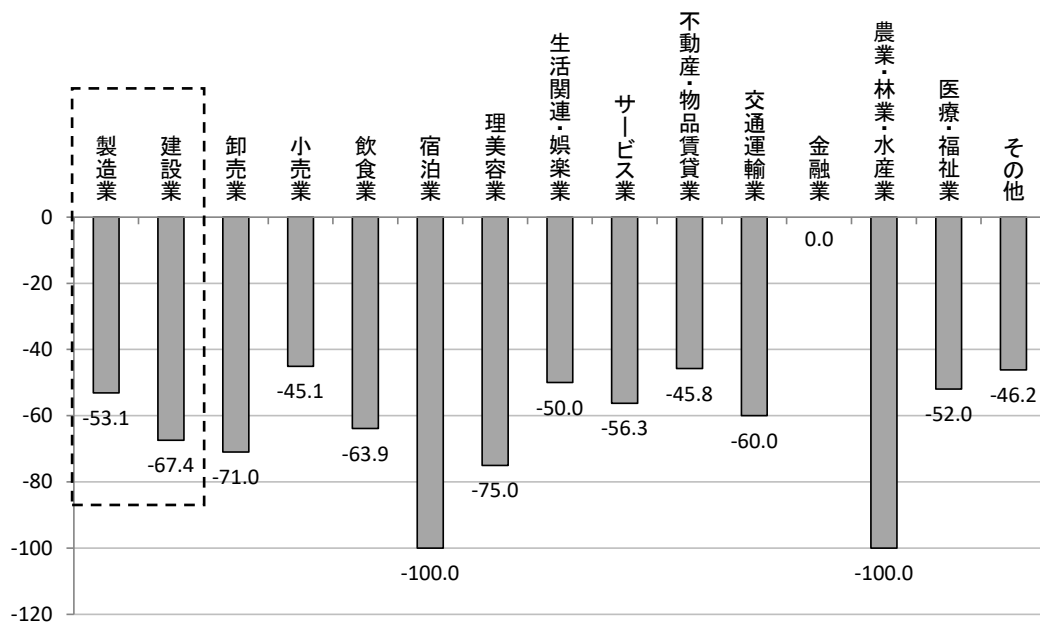
売上に影響が出た企業について、直近1ヶ月の売上の前月比を見ると、6割以上の企業が、売上が減少したと回答しています。

また、業種別の景気動向指数を見ると、宿泊業、農業・林業・水産業が特に多くなっている一方、金融業、小売業、サービス業などでは比較的高い数値となっています。

■ 直近1ヶ月売上の前月比較



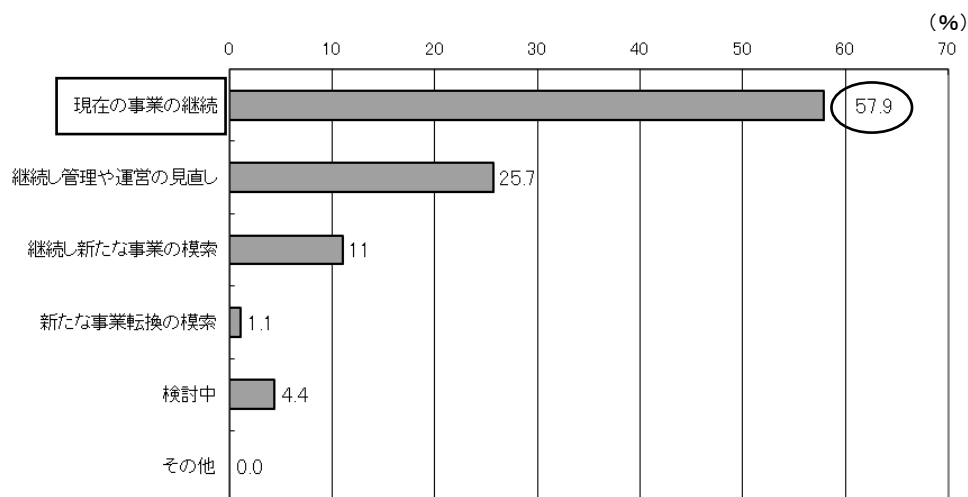
■ 業種別の景気動向指数（DI値）



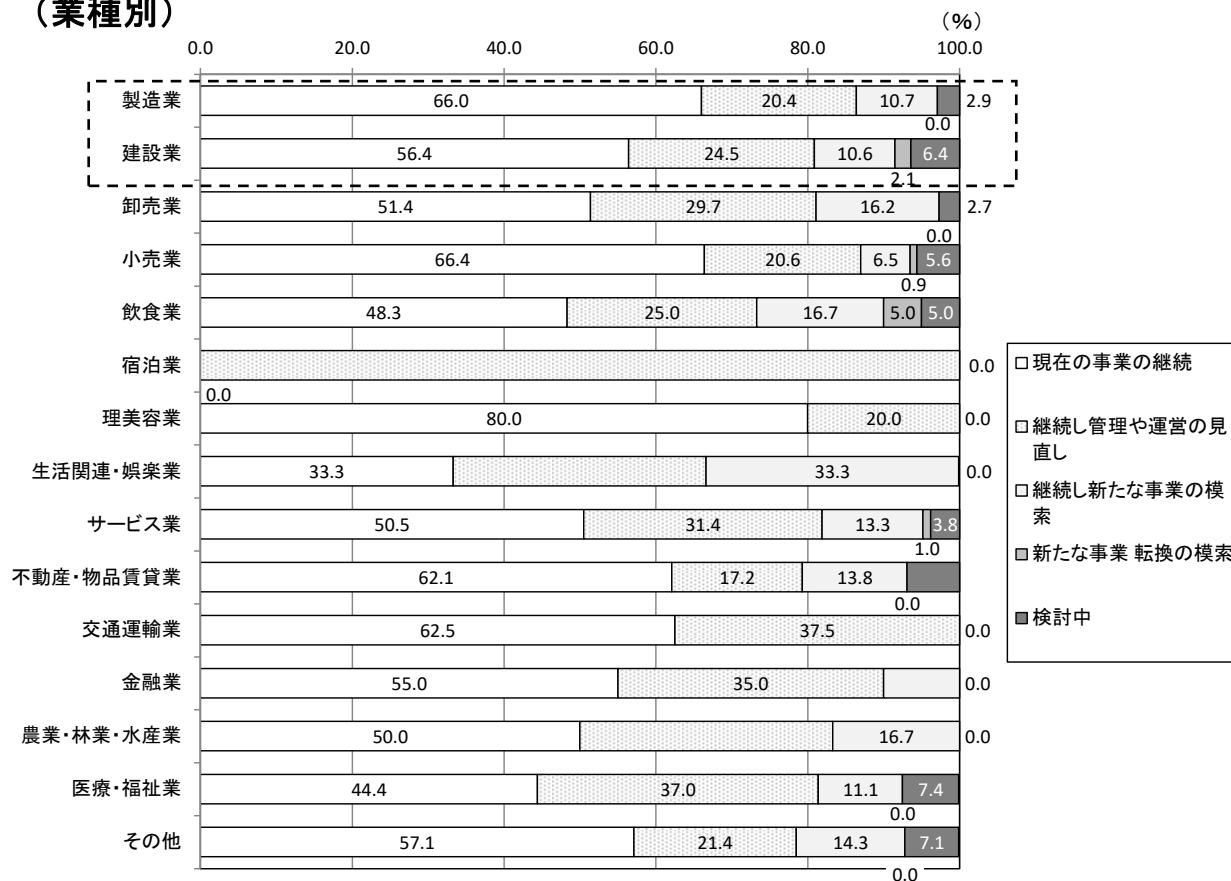
【新型コロナウイルス感染拡大の影響について（感染拡大収束後の経営方針について）】

新型コロナウイルス感染拡大収束後の取り組みの方向性に関する意向では、約6割の企業が「現在の事業を継続して行う」と回答しており、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、今後の事業継続には大きな支障はないと考える企業が多い傾向にあります。

■ 感染拡大収束後の取り組みについて



(業種別)



(2) 社会情勢のまとめ

①人口減少・少子高齢化

- ・日本の人口は今後減少に転じる見通しとなっている。
- ・少子高齢化はさらに加速し、令和 47（2065）年には 65 歳以上の人口は 14 歳以下の人口の約 4 倍近くになる見込みである。
- ・労働人口減少を防ぐため、地方都市の人材の流出を食い止めることが重要である。
- ・小山市では、令和 2（2020）年をピークに人口は減少に転じる見込みである。

②景気動向

- ・全国的には、新型コロナウイルス感染症の流行により、東日本大震災発生時以下に下降した。
- ・小山市の景気動向観測調査でも、売上げの減少、採算・資金繰りの悪化の状況が同え、半年後も同様の傾向が続くことが懸念されている。

③経済のグローバル化

- ・海外出荷指数・グローバル出荷指数は、令和元（2019）年に減少傾向に転じており、後者については平成 27（2015）年度の値を下回る結果となっている。

④技術革新、ICT

- ・全国的に企業への ICT 技術導入が進んでおり、導入数は今後も増加を続ける傾向にある。
- ・テレワークについては近年増加傾向にあり、ワーク・ライフ・バランスの観点から注目されている。また、新型コロナウイルス感染拡大により、今後さらなる増加が予想される。

⑤環境への意識

- ・年齢が高くなるほど、消費者として環境への影響を考えて商品やサービスを購入するケースが多い傾向にある。
- ・一方、若い世代においては、環境に配慮する一定の意識があるものの依然高いとは言えず、グローバルな視点ではその意識の変革が求められるところである。

⑥雇用・労働環境

- ・完全失業者数、完全失業率は、平成 27（2015）年度よりも低い水準となっているが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、令和 2（2020）年に増加している。
- ・育児休業取得率を見ると、女性は 80%台で推移している一方で、男性は 10%に満たず、子どもを産み育てながらも働き続けられる環境については、今後も取組が必要である。
- ・介護休業制度の規定について、従業員 30 人以上の、一定の規模のある事業所では 9 割近くに介護制度の規定があるが、小規模の事業所では 7 割近くに留まるなど格差が見られる。

⑦新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する影響

- ・製造業・建設業にも影響が及んでいるが、売上の減少率や景気動向指数などを見ると、他の業種と比べて比較的影響は少ない。
- ・従来の事業の推進にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大は大きな影響はないとして、感染拡大収束後も従来の事業を継続して進めるように検討している企業が多い。

3 事業進捗状況等からの工業振興に係る課題の整理

3-1 事業進捗状況からの課題

(1) 計画全体

着実に進んでいる事業について、現行計画策定時に設定した中間年次KPIを達成しているものは、計画期間下半期にてさらなる取組が求められます。

一方で、当初の想定よりも進捗が遅れている事業については、目標KPIの達成に向けたさらなる推進や、事業の見直し等が求められます。

また、本市の工業を取り巻く現状の変化をはじめ、総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、上位関連計画における工業振興の方向性や関連事業の位置づけ等を総合的に踏まえ、必要に応じた事業計画やKPIの見直し検討が必要となります。

(2) 基本目標別

①【基本目標Ⅰ：地域とともに発展する力の創造－活力・魅力づくり】

地元企業の育成・振興については海外販路の拡大が大きな課題となっており、小山市内の企業に対する支援策の活用促進が必要となっています。併せて、一定の推進が見られる事業についても、各種支援事業への申請を促すためのPRが求められます。

これらを踏まえて、市内の企業がどのような支援を受けられるかを分かりやすく整理するなど、各種支援策に関するPRの方法や内容について、さらなる検討が必要と考えられます。

②【基本目標Ⅱ：さらに発展する工業力の創造－人と企業に選ばれる基盤づくり】

新たな工業団地の整備や、それに伴う企業誘致の促進が課題となる中、今後のさらなる事業推進が求められます。

本項目の取組では戦略的企業誘致の促進に関する取組など、近隣他市町や国、県といった、市外の組織との関係が強いことから、市内外の関係各所との情報収集や連携をさらに強化することが重要になると考えられます。

③【基本目標Ⅲ：新たな働く力の創造－雇用創出・労働環境づくり】

求職者や転入労働者に対する支援、労働者全体における労働環境の整備・充実がポイントですが、現状では、企業側、求職者側ともにハローワーク等の就職支援を十分活用できていない状況も見られます。そのため、双方にとって理想的なマッチングを実現出来るような環境整備と、両者へのPRが重要と考えられます。併せて、事業の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえて、市内の雇用情勢についてより綿密に注視していくことが求められます。

④【基本目標Ⅳ：次代の小山を担う力の創造－人・ものづくり】

将来を見据えた企業運営を促すために、若者や女性等、幅広い人材の育成や、企業の経営力強化に向けた取組が求められます。本項目の事業については、概ねどの事業においても、一定の実績があり、今後もPR次第でさらなる需要が見込められると思われることから、利用者がより効果的な成果を得られる内容を意識して取組を進める事が重要と考えられます。

⑤【基本目標Ⅴ：互いに支え合う力の創造－交流・ネットワークづくり】

地域住民や学生に対して、地元企業のPRや、工業団地等との交流の機会を設けるなどして、両者の連携・交流を促すことが重要になります。今後のさらなる推進に向けて、事業内容の強化を検討するなど、さらなる推進に向けて強化していくことが求められます。

3-2 工業を取り巻く動向や社会情勢から鑑みる課題の整理

(1) 国内の社会情勢から見る課題

課題1 人口減少・少子高齢化への対応

我が国全体の人口減少および少子高齢化の進行により、将来的な労働人口の減少が危惧されており、地方都市では東京一極集中に伴う都心への人口流出を防ぐことが重要となります。また、そのためには、若者が住み続けたいと思える、魅力的なまちづくりを進めることが求められます。

その一環として本計画においては、魅力ある企業の誘致や既存企業の魅力向上、若者に対する幅広い就労支援など、労働者が小山市で働きたい、働き続けたいと思えるような環境整備や、小山市内の就職希望者と、求人募集中の企業をマッチングする仕組みづくりなどが求められます。

課題2 景気動向への対応

令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、全国でも小山市でも、景気動向は大幅に下降している状況です。現時点では新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であり、今後の情勢等を見極めながら、引き続き景気への影響を最大限抑制していくことが求められます。

本計画においても、市内の企業の状況についてより綿密に注視しながら、必要に応じて、今回の景気変動による影響が大きい企業や、就労希望者等に対しての支援などを検討が求められます。一方で、感染症対策の一環として注目されている本社移転の風潮を活かして、これまで以上の企業誘致や、大企業の本社機能誘致などを推進することが、今後の小山市の工業振興を大きく左右すると考えられます。

課題3 技術革新等への対応

平成時代に継続的に成長を続けた技術革新により、産業・工業のスタイルは大きく変化を遂げました。特にICT技術の成長が著しく、今日では工業の発展においても欠かせないものとなりつつあります。また、通信技術の発達などにより海外諸国との心理的距離が大きく縮まり、日本企業のグローバル化も顕著なものとなりました。

工業分野においても、Society5.0（30ページ参照）の実現に向けて、積極的にICT等の最新技術を取り入れながら、効果的に施策・事業を展開していくことが求められます。

課題4 グローバル化への対応

上記の技術革新への対応に併せ、本計画でも、大企業のみならず、市内の企業での設備投資や、海外販路の確立・拡大を推奨するとともに、これらを支援する施策の検討が必要になると考えます。

課題5 環境保全への配慮

現代の産業においては、省エネルギーや有害物質排出の抑制・削減など、地球環境への負荷軽減への対策は必須のものとなっており、工業分野においても、環境保全を考慮した施設・設備の整備や、それに準ずる取り組みなど、環境保全に対する意識が一般的なものになりつつあります。

小山市の工業においても、小山市が有する豊かな自然や、周辺住民の生活環境を維持するべく、省エネルギーやCO2削減といった取組や、企業による、地域の環境保全活動への参加などを促す施策の検討が必要と考えられます。

また、工業分野における環境保全への配慮は、国際社会共通の目標として国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」(36ページ参照)とも関連し、国際競争力の強化の観点で重要な視点と言えます。

課題6 労働環境の改善・雇用の確保

現行計画策定時と比較すると改善しつつあるものの、昨今の新型コロナウイルス感染症流行により、令和2(2020)年以降は失業者・失業率ともに増加傾向にあります。

加えて、近年注目されているワーク・ライフ・バランスの一環として、育児休業や介護休業制度など、労働者の労働環境や福利厚生は是正、見直しが現代では必須となっており、魅力ある就労先の条件としてもこの風潮は無視できない状況にあります。また、感染症対策の一環として、テレビ電話やビデオ通話を活用したテレワーク・在宅ワークといった、新しい働き方にも注目が集まっており、昨今では積極的に導入する企業も増加しています。

本計画では、こういった背景を踏まえて、若者から高齢者まで、子育てや介護など様々な事情を抱えた就労者でも快く働ける環境整備の拡大に向けて、企業の取組への支援や、労働者へのサポートに関する施策の検討が必要と考えられます。

課題7 新型コロナウイルス感染症への対応

世界的、全国的に新型コロナウイルス感染症拡大による、社会経済への影響は大きく、本市においても飲食業や宿泊業等をはじめ、製造業や建設業など、工業振興に大きく係る業種にも影響が及んでいます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえつつ、地元企業・事業者が持続的に経営・活動できるよう、国や県等の効果的な支援策の活用を促進が必要と考えられます。また、本市における既存支援策の柔軟な活用を検討するなど、スピーディーかつ効果的な施策の検討が求められます。

3-3 小山市における工業振興上の計画課題の整理

工業を取り巻く大きな社会情勢等を背景としながら、懇話会において本市の工業関係者や学識経験者等から出された本市における工業振興上の主な計画課題は次に示すとおりです。

課題1 地元企業経営存続のための後継者不足の解消

これまで積極的に新たな企業誘致等を図ってきましたが、本市においても人口減少、少子高齢化の進展が予測される中、企業の経営者の多くが高齢者となってきています。また、人材不足や経営者保証を理由に事業承継が思うように進まないという課題が挙げられています。

そのため、地元企業を存続させ、本市の工業力を今後も持続的に発展させていくため、企業における後継者不足の解消が求められます。

課題2 企業存続のための就労者の確保

これまで、本市は県内及び近隣都市に比べて人口増加が続くという希な傾向にありました。しかしながら、近年の人口動態を見ると、社会動態が自然動態をわずかに上回る状況となり、将来的には本市の総人口は令和2（2020）年をピークに減少に転じることが予測されて、中でも、15歳～64歳の生産年齢人口の減少が顕著になってきます。

本市の工業力を維持、存続していくためには、このような人口減少を迎えようとする中、確実に就労者を確保していくことが求められます。特に将来の企業を支える若い世代の就労者の確保が重要となります。

さらに、人手不足解消策としての外国人労働者の活用も求められます。

課題3 企業におけるIoT等デジタル技術の導入促進

世界的、全国的な技術革新は社会生活のみでなく、あらゆる産業分野において目覚ましく進化しています。工業分野においても、今までの製造プロセスをより効率化するためだけでなく、生き残りを賭け、他社に先んじた行動が求められています。

このような中、デジタル技術の導入は、今後本市の工業分野においても、収益性の向上、多様な顧客ニーズ、グローバル化への対応などに有効な手段であると認識し、Society5.0（30ページ参照）の実現に向けて積極的な導入・活用が求められます。

課題4 工業製品等のブランド化による魅力向上とPR

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、その収束が見通せない状況の中、本市の製造業、建設業事業者においても、企業活動への悪影響や景気動向を不安視している状態です。

今後も同様の状況が継続すると仮定し、その中で事業を継続し、かつ一定の売り上げを確保していくためには、他社間との競争に勝ち抜き、顧客に選ばれる製品を創り続けていくことが重要です。

そのため、これまでの自社製品の品質等に磨きをかけるのみでなく、企業間の連携や研究機関等との連携により、多様な市場開拓も念頭に置いた本市の工業製品のブランド化等を図り、市全体としての工業の魅力化を図っていくことが求められます。

また、そのことを積極的にPRすることにより、広範囲における国内外の顧客や若い世代へのアピールにもつながっていくことが期待できます。

課題5 就労者が働きやすい環境等の向上

先述した就労者不足の解消への対応の一つとして、労働環境を向上し、就労者がより快適・安全に働くことができる環境づくりを図っていくことが企業には求められます。

労働時間の見直し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などの国が進める働き方改革の推進を踏まえて、本市においてもさらなる女性の雇用環境の改善、外国人労働者も含めた就労者住宅・通勤環境に係る支援及び育児休暇・介護休業取得制度の推進など、魅力ある働きやすい職場づくりによる人材の確保で、業績の向上や利益増の好循環を目指すことが求められます。

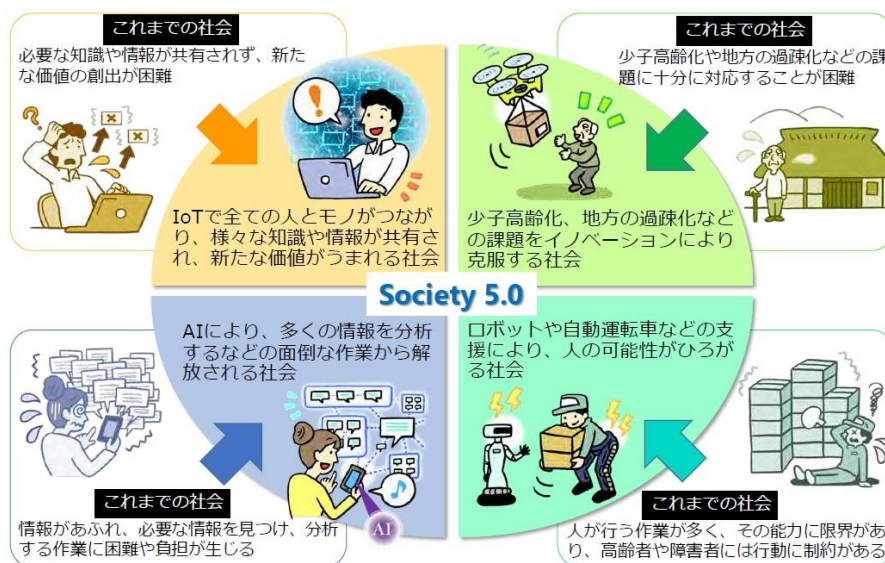
課題6 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大により、これまでの社会経済にはなかった「新しい生活様式」と呼ばれるライフスタイルの普及が進んでいます。企業や労働者に対しても、マスク着用、アルコール消毒の徹底といった接触対策や、IoT 技術の導入によるテレワークの実施、作業の効率化による作業要員の縮小など、密集が伴わない環境の整備といった、感染拡大防止に向けた対応が重視されるようになりました。

本市の工業振興においても、新型コロナウイルス感染症拡大の動向を注視しつつ、「新しい生活様式」に基づく経済活動に沿った環境の構築が必要になります。

参考：society5.0 について

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿として、第5期科学技術基本計画において初めて提唱されました。



4 工業振興基本計画（中間見直し）

4-1 将来像・基本目標

（1）将来像

本市は、東京圏に直結する恵まれた立地条件や北関東自動車道や圏央道の広域交通網の整備を背景に、県内3位の製造品出荷額を誇る工業都市として発展を遂げてきました。

しかしながら、今後さらに進行する少子高齢化やグローバル化等が進む現代にあっては、担い手やものづくり人材の不足、付加価値の高い製品づくりなど、社会経済の変化や流れに柔軟に対応しながら、地域経済の成長・活性化に向けた取組みが求められています。

このような中、「第2次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、「おやまに魅力あるしごとをつくる」を基本目標の一つに掲げ、市内既存産業、地場産業のさらなる発展と次世代産業の創出等を図りながら、地元企業の育成・振興をはじめ、産業人材の育成・起業の支援等を一層推進していくことが位置づけられました。

このような状況を踏まえ、本市の工業を将来にわたり持続的に発展させていくため、本市の立地優位性や道路・鉄道など広域的な交通利便性をはじめ、都市と田園が調和した「田園環境都市小山」としての魅力、大学や工業高等専門学校等の立地を踏まえた人材育成可能な地盤など、本市の特性を最大限活かしながら、今後も地元企業の支援・育成と受け皿となる工業基盤の整備等による企業誘致を目指します。

小山で育ちあるいは学んだ若者たちが、夢を持って安定して働けるような支援・環境整備を進め、多様な人材が多様に活躍できる場として、人と企業に選ばれ、さらに持続的に発展していくことを目指し、本市の工業振興の将来像を次のように設定します。

【工業振興の将来像】

人と企業に選ばれる
持続的に発展可能な工業のまち小山市へ

※この将来像については、「第8次小山市総合計画」において「工業・企業誘致」の目指すべき姿として示されたフレーズとの整合を図っています。

(2) 工業振興の視点

① 地元企業の支援と地場産業の振興による地域発展の視点

「第73回小山市内景気動向観測調査」〔令和2（2020）年6月末時点〕など本市の景気動向を見ても、全国的な景気動向を背景としながら、特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、当面の間は楽観視できない厳しい状況です。

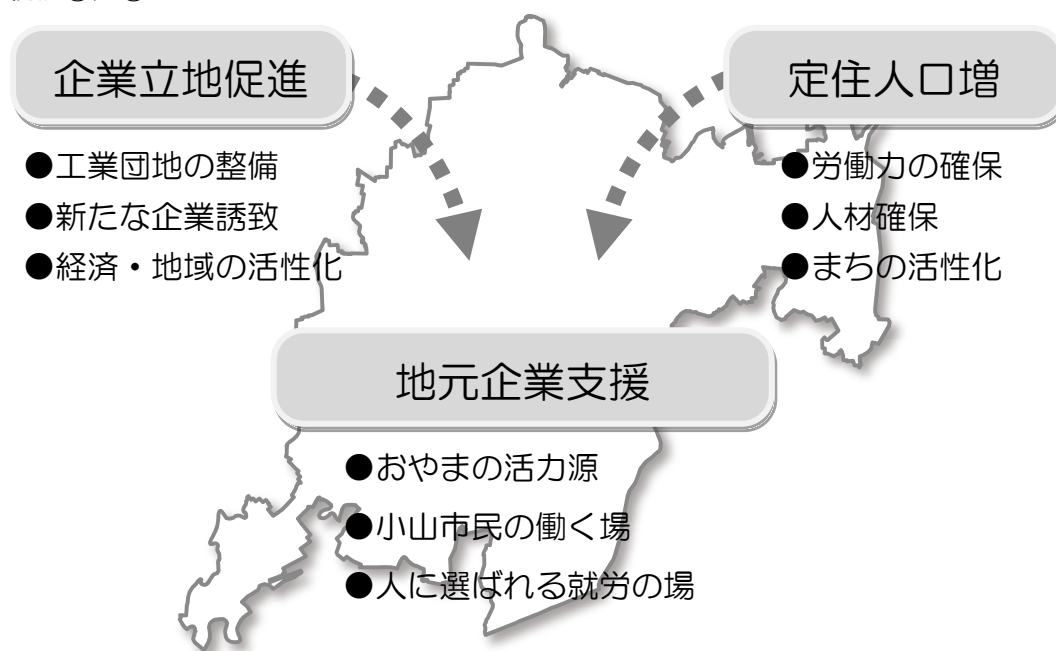
そのような中、本市の活力の大きな原動力となり、多くの市民の働く場である地元企業の活力維持・向上は、本市の工業域振興上必要不可欠であり、地元企業の支援・育成を継続的かつ積極的に行っていくとともに、小山らしさをアピールできる「おやまブランド」を活かした地場産業を振興していくことが重要です。

② 人と企業に選ばれる基盤整備と企業立地促進によるさらなる工業発展の視点

「第2次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも示されているように、今後の人口減少時代を受け止めつつ、東京圏等への人口流出を食い止め、本市の経済・地域を活性化するためには、新たな雇用の創出が必要です。

そのため、本市の首都圏直結の交通アクセスの良さや、広域交通網の整備に伴う利便性向上等を最大限に活用し、戦略的な産業立地や産業集積を図り、人と企業に選ばれる小山市となることが重要です。

■ 視点①, ②のイメージ





(2) 工業振興の視点

③ 地域の雇用創出と働きやすい労働環境の確保による労働力向上の視点

少子化の進行や若い世代の市外への流出は、本市における労働力の低下につながり、本市の産業・経済にも大きく影響を及ぼす恐れがあります。

そのため、地元雇用に資する企業への支援や求職者に対する支援を行いながら、地元で夢と意欲を持って働ける雇用機会を創出し、企業にとっても効果的・効率的な人材確保ができる施策の展開が求められます。

また、貴重な人手となる外国人労働者の働きやすい環境確保をはじめ、育児・介護や社会活動をしながらかつ労する人はもとより、その家族も含め本市に永く定住できるよう、より快適に働ける労働環境の確保と労働者福祉の充実に努めることが必要です。

④ 創業・起業支援等による地域活性化、将来を見据えた工業発展のための人材育成の視点

経済のグローバル化、技術革新等社会経済の変化に柔軟に対応し、地域資源を活かすなど新たな発想を持った企業は、これからの産業活性化、地域振興に大きく貢献することが期待できます。

しかしながら、若者等が新たに創業・起業するにあたっては、様々な不安や問題等を抱える場合も多く、その解消のための支援を講じていくことが求められます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえ、既存企業に対しても、厳しい経済情勢等に対抗できる企業の経営体質の強化に対し、必要な支援を行っていくことが求められます。

さらに、企業の維持や、若者のものづくり企業離れや熟練技能者の高齢化等に対し、後継者の確保や企業の技術・技能等を担う人材の確保・育成が求められます。また、体験等を通じた子どもたちの本市産業への興味喚起など、学校教育機関等との連携による次代を担う人材育成についても、長期的な工業振興の視点において重要です。

⑤ 交流・連携による効果的・効率的に進める工業振興の視点

地元企業の支援や新たな企業誘致をはじめ、働きやすい環境整備、企業PRなど、本市の工業振興に欠かせない各種施策を展開するにあたっては、有効な支援策などを一体的に検討し、効果的・効率的な施策の展開が可能となるような仕組みづくりが重要です。

また、より効果的・効率的な施策の展開や新たな活力創出につなげるため、企業・事業所、学校・研究機関、市及び市民の交流・連携によるネットワークづくりも重要です。

(3) 基本目標

※関連するSDGsの目標アイコン

基本目標Ⅰ 地域とともに発展する力の創造



「活力・魅力づくり」

地域の産業を支える地元企業に対する支援を強化するとともに、競争力の強化、販路拡大の支援などにより、小山らしい地元企業の育成・振興を図ります。

また、経済のグローバル化への対応や激化する地域間競争に勝ち残るため、地域の特徴である「おやまブランド」を活かした産業の振興、工業製品のブランド化と情報発信などを推進し、小山らしい工業振興を図ります。

基本目標Ⅱ さらに発展する工業力の創造



「人と企業に選ばれる基盤づくり」

持続的・発展的な工業振興を目指し、広域交通利便性等本市の立地優位性を活かした新たな工業団地の整備を戦略的に推進するとともに、本社機能移転など、本市への企業誘致についても戦略的に進めます。

また、既存工業団地において立地企業の事業活動がより効率的・効果的に行えるよう、高度情報化社会に対応した工業ICT基盤の整備なども促進していきます。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済活動における一般的な風潮となりつつある「新しい生活様式」への対応についても、最新の情勢を踏まえて臨機応変に、事業ごとに適切な対応を検討してきます。

基本目標Ⅲ 新たな働く力の創造



「雇用創出・労働環境づくり」

工業振興の新たな力となる若い世代に対する雇用機会の創出や人材育成をはじめ、外国人労働者への支援、そのための企業等に対する支援を行います。さらに、定住人口増にも寄与する新たな転入勤労者や子育て世代に対する支援、労働環境の充実を積極的に推進していきます。

基本目標Ⅳ 次代の小山を担う力の創造



「人・ものづくり」

工業振興には、事業活動を支える人材及び、中小の高度技術によって支えられているものづくり産業の育成が必要不可欠です。そのため、本市の次代の工業振興を担う若い世代や女性等の起業家・創業家の育成、従業員等の職能向上、経営力の強化、ものづくり産業に関わる人材確保・育成などを産学官の連携のもと推進していきます。

**基本目標Ⅴ 互いに支え合う力の創造****「交流・ネットワークづくり」**

地元企業の支援とあわせ、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みながら、イベント等を通じた企業PRを広く市民等に行うとともに、地域住民との交流機会の創出による地域との共存・発展を推進します。

また、工業振興に係る各種支援制度等の有効活用の促進と制度充実による中小企業の健全な事業活動の継続を図るとともに、「おやま産学官ネットワーク」を継続的に実施しながら、関係機関との連携による異業種間・企業間のネットワークによる多面的な産業振興を図っていきます

参考：SDGsについて

平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

■ SDGs の 17 の目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>⑩各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>②飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>⑪包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>③あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>⑫持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>④全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>⑤ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>⑥全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>⑮陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>⑦全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>⑧包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>⑨強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

4-2 将来像・基本目標

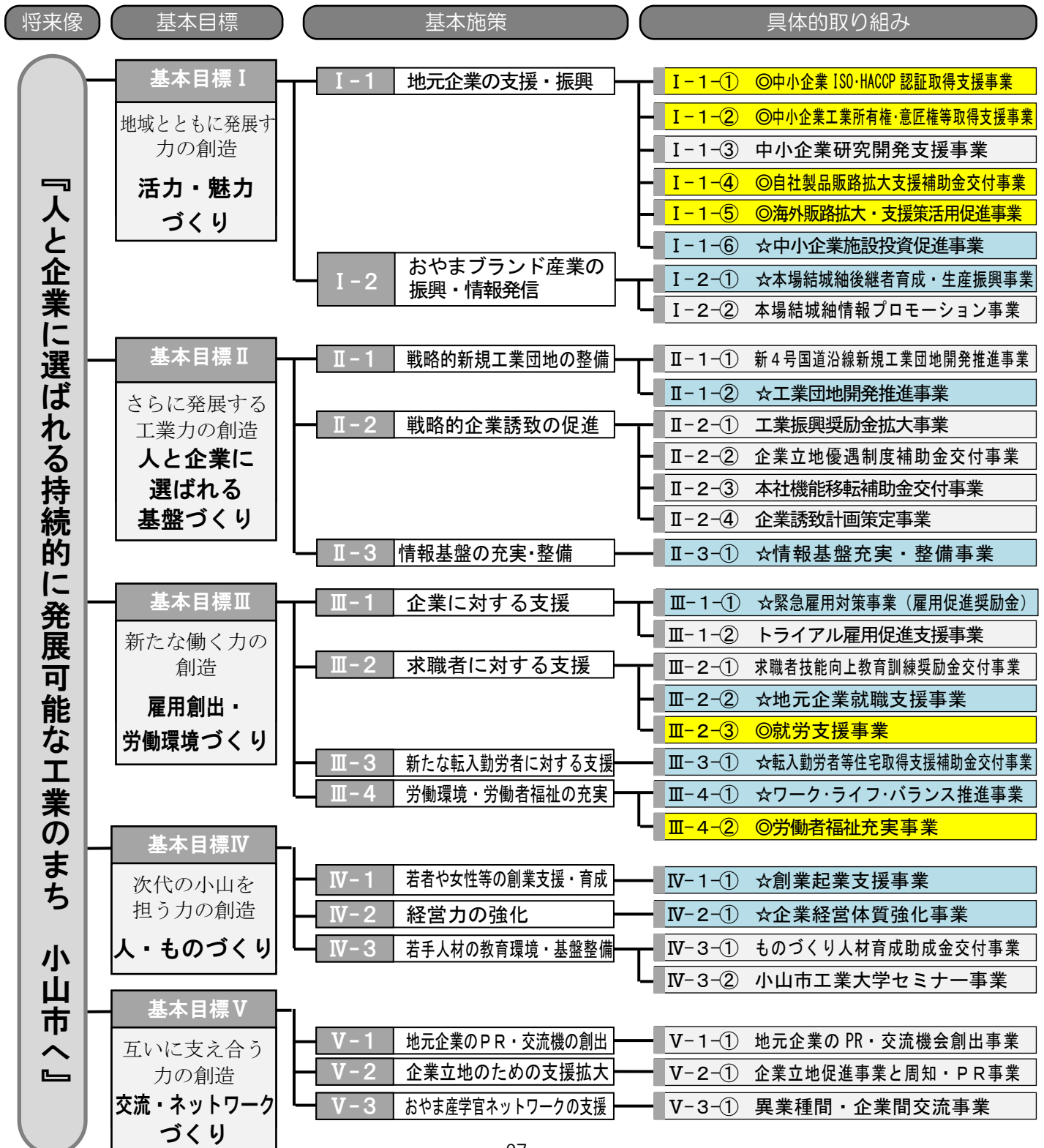
(1) 施策体系の見直し

工業を取り巻く社会経済情勢の変化や、具体的取り組みの進捗状況及び今後の位置づけ方針等を踏まえ、本計画中間年次での施策体系を見直し以下の様に整理します。

拡大：◎

変更：☆

現状維持



4-3 具体的取り組みの中間見直し

前述の具体的と仕組みの位置づけ方針に基づき、該当する事業について、下記の通り見直すものとしします。

I 地域とともに発展する力の創造－活力・魅力づくり

基本施策 I-1 地元企業の支援・振興

本市の工業を支える地元企業に対し、各種支援制度等を有効に活用しながら、特に中小企業における工業所有権取得、新製品・新技術研究開発、販路拡大や地域ブランド力の向上等を支援し、競争力強化、機能増強による地域産業の振興を推進する。

■ 具体的取り組み	■ 方針
①中小企業 ISO・HACCP 認証取得支援事業	【拡大】
<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業者の国内での競争力及び国際競争力を高め、経営基盤の安定及び体質強化を図るため、市内中小企業者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）の品質管理及び品質保証の国際規格 ISO9000 シリーズ若しくは環境保全体制の国際規格 ISO14000 シリーズの認証又は食品の衛生管理手法の国際標準である HACCP 認証を取得した場合に、小山市中小企業 ISO 等認証取得支援補助金を交付する。 ・ICT 環境の整備充実に伴い、情報に対する危機管理も求められることから、国際規格 ISO/IEC 27000 シリーズ承認の新規取得についても対象としていくことを検討する。 <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者：次の要件のいずれにも該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内に事業所を有し、1年以上事業を営む中小企業者 (2) 市内の工場、事業所、営業所等が認証取得していること (3) 市税を滞納していないこと (4) 他の機関から同種の補助等を受けていないこと ○対象事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) ISO9000 シリーズ認証の新規取得 (2) ISO14000 シリーズ認証の新規取得 (3) HACCP 認証の新規取得 ○補助対象経費 <ol style="list-style-type: none"> (1) コンサルタント料 (2) 審査登録料 ○補助率：対象経費の 30%以内 ○補助限度額：最高 150 万円 	

【 I - 1 地元企業の支援・振興】

■ 具体的取り組み	■ 方針
②中小企業工業所有権取得支援事業	【拡大】
<p>・市内中小企業者の新製品開発意欲の向上及び工業市場での地位確立を図るため、市内中小企業者が産業財産権を取得した場合に、小山市中小企業工業所有権取得支援事業補助金を交付する。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○対象者：次の要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 市内に事業所を有し、1年以上製造業を営む中小企業者</p> <p>(2) 市税を滞納していないこと</p> <p>(3) 他の機関から同種の補助等を受けていないこと</p> <p>○対象事業</p> <p>(1) 特許権の取得 (2) 実用新案権の取得 (3) 意匠権の取得 (4) 商標権の取得</p> <p>○補助対象経費</p> <p>(1) 出願料 (2) 弁理士手数料</p> <p>○補助率：対象経費の50%以内</p> <p>○補助限度額：最高40万円</p>	

■ 具体的取り組み	■ 方針
③中小企業研究開発支援事業 変更なし	【現状維持】
<p>・市内中小企業者の新製品、新技術等の開発を奨励し、市内の工業振興を図るため、市内中小企業者が単一又は共同で新製品、新技術等の研究開発を行う場合に、小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金を交付する。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○対象者：次の要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 市内に事業所を有し、単一又は複数の中小企業もしくは大学等研究機関との共同により、新製品、新技術および販路拡大の研究開発を行う中小企業者</p> <p>(2) 市税を滞納していないこと</p> <p>(3) 他の機関から同種の補助等を受けていないこと</p> <p>○対象事業：新製品、新技術、販路拡大の研究開発事業</p> <p>○補助対象経費</p> <p>(1) 原材料の購入費</p> <p>(2) 機械装置の購入、製造などに要する経費</p> <p>(3) 外注加工及び技術指導の受け入れに要する経費</p> <p>(4) 図書購入費</p> <p>(5) 外部コンサルタントの委託に要する経費</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>○補助率：対象経費の3分の2以内</p> <p>○補助限度額：最高200万円</p>	

■ 具体的取り組み	■ 方針
④ 自社製品販路拡大支援補助金交付事業	【拡大】
<p>・市内中小企業者の販路の開拓と本市の産業振興を図るため、自社新製品及び自社技術（以下「自社製品等」という。）を展示会、見本市、物産展等（以下「展示会等」という。）に出展する事業を行う市内の中小企業者に対し、小山市自社製品販路開拓事業助成金を交付する。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響から対面での商談などが困難となり、リアル展示会の開催中止が相次いだことから、インターネット上の仮想空間で行うオンライン展示会への出展についても推進を図る。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○対象者：次の要件のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内に事業所を有し、1年以上事業を営む中小企業者 (2) 市税を滞納していないこと (3) 他の機関から同種の補助等を受けていないこと <p>○対象事業：自社新製品および自社技術を展示会等に出展する事業</p> <p>○補助対象経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 出展小間料 (2) 展示小間の装飾費 (3) 展示品の輸送費 (4) 渡航費（海外で開催される展示会等に出展する場合） (5) 役務費（海外で開催される展示会等に出展する場合） <p>○補助率：対象経費の3分の1以内</p> <p>○補助限度額：最高50万円（海外で開催される展示会等に出展する場合） 最高30万円（国内で開催される展示会等に出展する場合）</p>	

■ 具体的取り組み	■ 方針
⑤海外販路拡大事業	【拡大】★
<p>・海外マーケットにおける高性能、高品質など「made in JAPAN」の機運を活かし、市内中小企業の海外への販路開拓のため、上記「自社製品販路拡大支援補助金交付事業」を推進するとともに、日本貿易振興機構（JETRO）と連携し海外展開の支援を図る。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div> <p style="text-align: center;">▲海外展示商談会のイメージ</p>	

※★：重点事業（以下同様）

【 I - 1 地元企業の支援・振興】




■ 具体的取り組み	■ 方針
⑥中小企業設備投資促進事業	【変更】★
<p>・市内企業の多くが設備の老朽化を経営上の課題と捉えており、また、今後新規事業や事業拡大のため設備更新を望む声が多いことから、市内中小企業の活性化と生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するため、事業所が行う設備の更新・新規取得や、コロナ禍でのIoT等デジタル技術の導入に対し、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例を講じ支援を行う。</p>	



評価指標

I - 1 地元企業の支援・振興

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【 I - 1 - ①】 I S O等認証取得件数	17 件	30 件
【 I - 1 - ②】 中小企業工業所有権取得支援事業補助金交付件数	19 件	40 件
【 I - 1 - ③】 中小企業研究開発支援事業補助金交付件数	6 件	30 件
【 I - 1 - ④】 自社製品販路拡大支援補助金交付件数	30 件	60 件
【 I - 1 - ⑤】 海外販路拡大件数	3 件	10 件
【 I - 1 - ⑥】 中小企業設備投資促進事業活用件数	46 件	60 件

※現況値は平成 27（2015）年度から中間年次までの累積、目標年次における評価指標は平成 27 年度から令和 7（2025）年度までの累計（以下同様）

■ 具体的取り組み	■ 方針										
<p>①本場結城紬後継者育成・生産振興事業</p>	<p>【変更】</p>										
<p>・2010年11月にユネスコ無形文化遺産に登録され世界に認められたおやまブランド「本場結城紬」の魅力を活かした小山らしい伝統産業の振興を図る。</p> <p>・第2期小山市本場結城紬復興振興5カ年計画に基づき、紬織士の育成・原材料の製作技術講習会などの「後継者育成事業」、小山産繭からの一貫生産体制を構築、購入費助成事業、着心地体験事業など「生産振興事業」を推進する。</p>											
<p>【事業概要】</p>											
<p>○本場結城紬振興調査推進事業 生産者・学識経験者・販売関係者等を構成員とする本場結城紬振興調査推進協議会を設置、従来は本場結城紬の原料とされていなかった地元小山産の繭を使用した結城紬製作など魅力ある質の高い商品づくりに取り組む。</p> <p>○本場結城紬購入費等助成事業 市民が栃木県本場結城紬織物協同組合員の生産した本場結城紬の反物を購入・仕立てた場合に、その費用の一部を助成し本場結城紬の着用・消費拡大を図る。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="301 1048 759 1093">交付対象</th> <th data-bbox="759 1048 1270 1093">助成金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="301 1093 759 1167">婚姻にあたり、本場結城紬の着物等を購入した方</td> <td data-bbox="759 1093 1270 1167">購入費用の50%（上限40万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 1167 759 1240">成人式で着用するため、本場結城紬の着物等を購入した方</td> <td data-bbox="759 1167 1270 1240">購入費用の40%（上限30万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 1240 759 1314">本場結城紬を購入した方（婚姻・新成人を除く）</td> <td data-bbox="759 1240 1270 1314">購入費用の30%（上限20万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 1314 759 1391">結城紬の洋服等を購入した方</td> <td data-bbox="759 1314 1270 1391">購入費用の25%（上限10万円）</td> </tr> </tbody> </table>		交付対象	助成金	婚姻にあたり、本場結城紬の着物等を購入した方	購入費用の50%（上限40万円）	成人式で着用するため、本場結城紬の着物等を購入した方	購入費用の40%（上限30万円）	本場結城紬を購入した方（婚姻・新成人を除く）	購入費用の30%（上限20万円）	結城紬の洋服等を購入した方	購入費用の25%（上限10万円）
交付対象	助成金										
婚姻にあたり、本場結城紬の着物等を購入した方	購入費用の50%（上限40万円）										
成人式で着用するため、本場結城紬の着物等を購入した方	購入費用の40%（上限30万円）										
本場結城紬を購入した方（婚姻・新成人を除く）	購入費用の30%（上限20万円）										
結城紬の洋服等を購入した方	購入費用の25%（上限10万円）										
<p>○本場結城紬着用推進事業（着心地体験事業） 市有本場結城紬をイベントや着心地体験等で活用、着用推進PRを行う。</p> <p>○ユネスコ無形文化遺産登録記念事業「小山きもの日」 ユネスコ登録日の11月16日を「小山きもの日」として、着物文化を見直し着物の着用促進を図るイベントを開催することで本場結城紬の需要の掘り起こしを図る。</p>											
<p>○後継者育成事業 産地組合の協力の下、市職員「紬織士」の製作技術習得研修を実施し伝統技術の継承に努める他、桑・蚕・繭・真綿かけ・糸つむぎのさとでの糸つむぎ、真綿かけの製作技術講習会の開催を通して後継者の確保・育成を図る。</p>											
<p>▼国重要無形文化財指定要件（結城紬の製作三工程）</p>											
											
<p>▲糸つむぎ</p>	<p>▲拵(かすり)づくり</p>	<p>▲地機(じばた)織り</p>									

■ 具体的取り組み	■ 方針
②本場結城紬情報プロモーション事業	【現状維持】★
<p>・本場結城紬復興・振興事業とともに、内外に本場結城紬の魅力を伝えるため、駅前商業ビル内に本場結城紬情報発信拠点「おやま本場結城紬クラフト館」を活用し、アクセスの良さを利用して誘客・交流人口の増加を図るとともに、商業テナントと連携した産業振興を図る。</p> <p>・情報発信拠点を活用し、間々田ひも、下野人形・下野しぼり、家紋帳筆筒・ダルマ戸棚等のおやまブランド伝統工芸品の普及・PR等、伝統産業の振興を図る。</p>	
【事業概要】	
<p>○各種体験事業の実施 地機（じばた）織り体験・糸つむぎ体験 小物づくり（間々田ひも、下野人形など）ワークショップの実施</p> <p>○結城紬関連小物・菓子等土産物の開発・販売</p> <p>○本場結城紬無料着付け・まち歩き</p> <p>○ユネスコ無形文化遺産登録記念事業「小山きもの日」 ユネスコ登録日の11月16日を「小山きもの日」として、着物文化を見直し着物の着用促進を図るイベントを開催することで本場結城紬の需要の掘り起こしを図る。</p>	
	
▲小山きもの日（まちあるき）	▲ワークショップ（間々田紐）

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【I-2-①】糸つむぎ・真綿かけ講習会受講者数	82人	150人
【I-2-②】おやま本場結城紬クラフト館来館者数	42,961人	90,000人

基本施策 ▶ **I-3 環境と共生する工業の推進**

■ 具体的取り組み	■ 方針
①工業団地グラウンドワーク支援事業	—
※削除（助成金の基金が縮小していることから、現在はグラウンドワーク助成金を利用せず、別途負担金として環境の整備を実施していただいているため、事業的には終了）	

評価指標 ▶ **I-3 環境と共生する工業の推進**

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【I-3-①】グラウンドワーク活動支援件数	25件	終了

II さらに発展する工業力の創造—人と企業に選ばれる基盤づくり

基本施策 II-1 戦略的新規工業団地の整備

■ 具体的取り組み	■ 方針
①新4号国道沿線新規工業団地開発推進事業	—
※削除（事業内容が類似しているため、②工業団地開発推進事業に統合）	

■ 具体的取り組み	■ 方針
②工業団地開発推進事業	【変更】★
<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県の南都としての交通結節点、平坦で広大な開発可能区域と、良好な地盤を活かし、新たな工業団地を造成し、企業を誘致することにより雇用を創出し、人を呼び込み定住人口の増加や人口流失の抑制を図る。更に誘致の際の新規工場建設等に地元業者を積極的に採用するよう呼びかけ、小山市の産業の活性化を促す。また、税収の増加により歳入予算を増加させ、将来にわたり自主財源の安定確保を図る。 ・急激な社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応できる複合的機能を有する産業集積や付加価値の高い知的フロンティア型産業の集積を図ることを検討する。 ・近隣市町との広域連携による取り組みを検討する。 <p>【事業概要】 新4号国道沿線を中心に工業団地を整備し計画的な企業立地を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小山東部第二工業団地【令和2（2020）年度分譲中】 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：小山市大字梁・高椅 ・開発面積：約9ha（分譲面積 約6ha） ○テクノパーク小山南部【令和2（2020）年度造成中】 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：小山市大字塚崎・東野田 ・開発面積：約16ha（分譲面積 約10.4ha 予定） ○小山第四第二工区工業団地【令和2（2020）年度検討中】 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：小山市大字鉢形 ・開発面積：約15ha 	

評価指標 II-1 戦略的新規工業団地の整備

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【II-1-①, ②】新規雇用者数	52人	400人

■ 具体的取り組み	■ 方針
①工業振興奨励金拡大事業 変更なし	【現状維持】★
<p>・企業立地優遇制度として既に運用されている「工業振興奨励金」について、地元企業のさらなる事業活動の活性化及び新たな企業立地を促進するため、引き続き制度利用促進を図るとともに、制度の充実を検討する。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○対象工場・要件</p> <p>工場等の新設（移転又は増改築を含む）をする者で、下記のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 当該年度の固定資産税（都市計画税額含む）の増加額が 300 万円以上であるもの</p> <p>(2) 小山市が開発造成した工業団地に最初に立地する工場等で、固定資産税相当額にかかわらず、用地取得の日から 5 年以内に操業を開始するもの</p> <p>○交付内容</p> <p>固定資産税相当額を 3 年間交付。ただし、市等開発大規模工業用地(*)を取得した場合は、5 年間交付。</p> <p>(*)市等開発大規模工業用地</p> <p>特定業種（自動車関連、航空宇宙関連、医療機器関連、環境関連、光関連、食品関連産業）を営むことを目的として取得した、小山東工業団地及びグリーンタウン小山南の 10ha 以上の工業用地</p>	

■ 具体的取り組み	■ 方針
②企業立地優遇制度補助金交付事業 変更なし	【現状維持】
<p>・上記「工業振興奨励金拡大事業」のほか、企業立地を促進するための下記に示す各種支援制度について、継続的に実施するとともに、制度の利用促進に向けた積極的な周知・PR に努め、さらなる企業誘致を図る。</p> <p>1) 工業振興資金融資：総事業費の 95%又は 1.5 億円のいずれか少ない額を融資</p> <p>2) 土地取得助成金：土地建物等の取得価格に応じた助成金</p> <p>3) 企業立地雇用促進奨励金：正社員 1 名につき 10 万円を交付</p> <p>4) 土地取得奨励金：工業用地の取得に対する不動産取得税相当額を交付</p> <p>5) 借地借家奨励金：年間賃貸料の 100 分の 3 を翌年度より 3 年間交付</p> <p>6) 信用保証料補助金：融資額のうち 5,000 万円までの信用保証料相当額を交付</p> <p>※2)、6) については、小山東工業団地及びグリーンタウン小山南を対象、その他は市内全域を対象</p>	

■ 具体的取り組み	■ 方針
③本社機能移転補助金交付事業	【現状維持】★
<p>・本市の有する立地優位性や広域交通利便性を活かし、東京圏等からの本社機能や研究開発機能を呼び込み、雇用の確保と人口の安定を図るための支援制度を充実させる。</p>	

■ 具体的取り組み	■ 方針
④企業誘致計画策定事業 変更なし	【現状維持】★
<p>・長期的な視点に立った効果的な企業誘致を推進していくため、企業立地の動向や経済状況、関東南部を含む近隣市町の工業団地開発状況などの外部環境を把握するとともに、各市町の誘致政策を分析し本市制度の充実を図り、工業団地や遊休未利用地への企業誘致を促進する。また、現在の本市工業立地状況や、労働人口の推移から今後求められる成長分野における企業を選定し重点的企業誘致に活用する。</p>	

評価指標 ▶ II-2 戦略的企業誘致の促進

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【II-2-①, ②, ③】企業誘致件数	11件	20件

■ 具体的取り組み	■ 方針
①情報基盤充実・整備事業	【変更】
<p>・市内中小企業者の相互連携により事業基盤の強化と会員の相互扶助及び親睦を図り、もって会員の発展に寄与することを目的として下記の事業活動を実施する工業会等団体へ、企業間ネットワーク形成のための運営支援や会員拡大支援、各種制度等の情報を発信することで、事業活動の活性化を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 会員の事業に関する技術の改善向上又は情報提供2) 視察会、講習会、研究会の開催3) 労務対策に関すること4) 関係機関との連絡強調5) 会員の組織に対する指導育成6) 従業員のための福利厚生事業7) 会員のための共同事業	

Ⅲ 新たな働く力の創造－雇用創出・労働環境づくり

基本施策 ▶ Ⅲ－１ 企業に対する支援

■ 具体的取り組み	■ 方針
①緊急雇用対策事業（促進奨励金）	【変更】★
<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の求職者の受け入れを奨励し、市内の雇用の促進を図るため、雇用した事業者に対し奨励金を交付する。 ・当該事業については、申請件数も年々増加傾向にあるが、同一の事業者が申請するケースが多く見受けられることから、新規の事業者申請を促進するため、さらなる周知・PRを図るものとする。 ・平成21(2009)年より開始した「雇用促進奨励金制度」は、市内有効求人倍率が高い水準を維持していたことから平成30(2018)年に廃止したが、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の影響により、同年6月に平成25年(2013)以来となる7年ぶりに有効求人倍率が1.00倍を下回り、その後の見通しも不透明であることから、雇用情勢を注視し「雇用促進奨励金制度」の再開を検討する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により労働者を一時的に休業させる場合に、国が交付する雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）を活用し、当該労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業事業主に対し、雇用調整助成金利用促進補助金を交付し、雇用調整助成金の利用促進を図るとともに、当該中小企業事業主の経済的な負担を軽減する。 	
【事業概要】	
○小山市雇用促進奨励金 [平成30(2018)年11月に廃止]	
対象者：平成20(2008)年10月1日以降に離職した15歳以上65歳未満の市内在住者を離職した日以降に、公共職業安定所の紹介により6か月以上常用雇用した市内の雇用保険適用事業所	
奨励金：被雇用者1人につき20万円、1事業所あたり年間100万円を限度とする	
○小山市雇用調整助成金利用促進補助金	
対象者：国の雇用調整助成金（緊急対応期間）について、都道府県労働局長の支給決定を受けている者で、市内に本社、本店等主たる事業所を有する中小企業事業主	
補助金：1事業主あたり一律5万円	

<p>■ 具体的取り組み</p>	<p>■ 方針</p>
<p>②トライアル雇用促進支援事業 変更なし</p>	<p>【現状維持】★</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の労働者の雇用の安定及び促進を図るため、国のトライアル雇用奨励金を得て、小山市内在住者を雇用した場合に、「小山市トライアル雇用奨励金」を交付する。 ・「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとさせていただくことを目的とした制度で、労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことが可能となる。 ・市内事業者アンケート調査においても、当該事業の知名度や活用実績も高く、また役立度も高くなっており、さらなる利用促進にむけたPRを図る。 	
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奨励金の額：被雇用者1人につき、1ヶ月あたり4万円 ○補助限度額：最高12万円（トライアル期間3ヶ月を限度とする） 	
<div style="text-align: center;"> <p>「トライアル雇用」の仕組み</p> <pre> graph TD subgraph JobSeekers [求職者] JS[1. 求職登録・職業相談] end subgraph JobIntroduction [ハローワーク※] HI[2. 職業紹介 (トライアル雇用対象求人)] HI --> JS JS --> HI end subgraph Company [企業] C3[3. 選考面接 (トライアル雇用採用)] C4[4. トライアル雇用開始 (対象者の雇入れ)] C7[7. トライアル雇用終了 (常用雇用移行の判断)] C3 --> C4 C4 --> C7 end JS --> C5[5. トライアル雇用 実施計画書の作成] C5 --> C3 HI --> C2[2. 職業紹介 (トライアル雇用対象求人)] C6[6. トライアル雇用 実施計画書の提出] --> HI C7 --> O1[常用雇用移行] C7 --> O2[雇用期間満了] </pre> <p>※トライアル雇用奨励金の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者でも、トライアル雇用の紹介ができる場合があります。</p> <p>▲資料：厚生労働省トライアル雇用奨励金リーフレット（求職者向け）より</p> </div>	

評価指標 Ⅲ-1 企業に対する支援

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31 現在】	目標年次 【R7年度】
【Ⅲ-1-①】雇用促進奨励金交付件数	109 件	200 件
【Ⅲ-1-②】トライアル雇用奨励金交付件数	17 件	30 件

■ 具体的取り組み	■ 方針
<p>①求職者技能向上教育訓練奨励金交付事業 変更なし</p>	<p>【現状維持】★</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・小山市内に住所を有する求職者の技能向上を奨励し、市内の雇用の促進を図るため、求職者が技能向上のための教育訓練を受けた場合に、小山市求職者技能向上教育訓練奨励金を交付する。 ・各教育訓練機関やハローワーク等との連携と周知・PRにより、さらなる当事業の利用促進を図る。 <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者：次の要件のいずれにも該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 厚生労働大臣指定の教育訓練給付制度対象講座を修了した市内在住の求職者 (2) 対象教育訓練に対し公的な給付金等の支給対象とならないもの (3) 対象教育訓練が修了時に、公共職業安定所において求職者登録を行っている者 ○対象となる費用 <ul style="list-style-type: none"> ・対象教育訓練の受講に際し、教育訓練施設に対し支払った入学科及び受講料 ○補助率：対象費用の50%以内 ○補助限度額：最高15万円 	

■ 具体的取り組み	■ 方針
<p>②地元企業就職支援事業</p>	<p>【変更】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の高齢化や人材不足が経営上の課題として捉えられている現状を踏まえ、小山わかものハローワーク、小山地区雇用協会等と連携しながら、若者等の地元就職を支援し、地元で働きたいと希望する若者と地元企業のマッチングにより、地元企業への優秀な人材確保による地場産業の振興及び後継者確保を図る。 ・「大卒等合同企業説明会」、「大卒等合同企業説明会直前セミナー」、「おやま地区大卒等就職面接会」など、若者の就労支援関連イベントの開催を継続的に行う。 ・白鷗大学等教育機関との連携を図りながら、地元企業への就職を希望する若者への市内企業情報の提供や、企業の地元採用枠の確保などを促進する。 ・学校教育法に属さない能力開発大学校等に通う、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対し、学資を貸与して広く人材を育成する奨学金制度を検討するとともに、卒業後の地元企業就職を支援する。 ・コロナ禍の「新しい生活様式」に対応した取り組みを推進することで事業進捗を図る。 	

【Ⅲ-2 求職者に対する支援】

■ 具体的取り組み	■ 方針
<p>③就労支援事業</p>	<p>【拡大】★</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・若者の地元企業就労支援のほか、企業に対する雇用促進策と一体的に、定年退職者や中高年離職者の専門知識・技能を生かした再就労や、高齢者・障がい者等の安定的な雇用機会の創出を図るとともに、育児・介護や社会活動をしながら就労する人が、より快適に働ける労働環境等の実現について、関係機関と連携しながら企業に働きかけを行う。 ・急速に増加する外国人労働者について、市民、市民団体、企業、そして行政が協働して多文化共生社会づくりを行う「小山市多文化共生社会推進計画」を推進するとともに、企業が安心して雇用できるための環境整備等の個別支援策について検討する。 ・企業ガイド作成を継続的に行うとともに、職業トークセッションや就職ガイダンスの実施、雇用情報ネットワークの充実等有効な支援策について実施を検討する。 ・事業推進にあたっては、ハローワークや小山地区雇用協会との連携をはじめ、市内の企業、大学等教育機関、行政が連携協力した産学官ネットワークの活用も図る。 ・新たな取り組みとして、とちぎ県南若者サポートステーションと連携し、就職氷河期世代を含む若者の活躍の場を広げるための自立就労支援を図る。 	
<p style="text-align: center;">有効求人倍率の推移</p> <p style="text-align: center;">▲有効求人倍率の推移（資料：小山市工業振興課提供）</p>	

評価指標 ▶ Ⅲ-2 求職者に対する支援



【該当事業】評価項目	現況値 【R 2. 12. 31 現在】	目標年次 【R 7 年度】
【Ⅲ-2-①】求職者技能向上教育訓練奨励金交付件数	6 件	15 件
【Ⅲ-2-②】大卒等合同企業説明会参加学生数	494 人	800 人
【Ⅲ-2-③】有効求人倍率（月次）	0.87 倍	1.55 倍
【Ⅲ-2-③】自立支援就労先決定者	新規	50 人

基本施策 Ⅲ-3 新たな転入勤労者に対する支援

■ 具体的取り組み	■ 方針																											
① 転入勤労者等住宅取得支援補助金交付事業	【変更】																											
<p>・本市への定住を促進するため、市内に自ら居住するため住宅を新築または購入し、本市に定住した勤労者等に対して補助金を交付する「小山市転入勤労者等住宅取得支援補助金制度」について、補助範囲・補助対象などを再検討する。</p> <p>・制度活用を促進するため、市ホームページや広報紙への掲載をはじめ、市内住宅展示場や金融機関等へのチラシ配布など、制度についての積極的な周知・PRを図る。</p> <p>【事業概要（改正案）】</p> <p>○交付対象住宅 専用住宅又は住宅部分の床面積が、建築物の延床面積の1/2以上の併用住宅で、市内に建築されたもの</p> <p>○交付対象者 交付対象住宅を取得した方で、次の要件をすべて満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 小山市に定住を希望し転入し、転入日前2年以上東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）に住所を有していた方 (2) 就労する勤労者等の方 (3) 自治会に加入している方 (4) 交付対象住宅の取得日が令和3（2021）年4月1日以降であり、転入日前1年以内又は転入日後2年以内に交付対象住宅を取得した方 (5) 対象住宅に5年以上定住することを誓約した方 (6) 世帯主及びすべての世帯員に市税の滞納がない方 (7) 世帯主及びすべての世帯員が暴力団員及び暴力団員等と密接関係者に該当しない方 <p>○補助金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 住宅補助【上限額】 ※(2)基本額+ (3)加算額</td> <td>交付対象住宅が【新築】の場合</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>交付対象住宅が【中古】の場合</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 住宅補助【基本額】</td> <td>交付対象住宅が【新築】の場合</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>交付対象住宅が【中古】の場合</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(3) 住宅補助【加算額】</td> <td>本人若しくは配偶者が39歳以下又は同一世帯に15歳以下の子がいる場合</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>三世代以上で同居している場合</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>居住誘導区域に交付対象住宅を取得した場合</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>神鳥谷南地区計画区域内に交付対象住宅を取得した場合</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>思川駅北口駅前地区計画区域内に交付対象住宅を取得した場合</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空き家バンクに登録されている交付対象住宅を取得した場合</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	基 準	補助額	(1) 住宅補助【上限額】 ※(2)基本額+ (3)加算額	交付対象住宅が【新築】の場合	50万円	交付対象住宅が【中古】の場合	20万円	(2) 住宅補助【基本額】	交付対象住宅が【新築】の場合	30万円	交付対象住宅が【中古】の場合	10万円	(3) 住宅補助【加算額】	本人若しくは配偶者が39歳以下又は同一世帯に15歳以下の子がいる場合	10万円	三世代以上で同居している場合	5万円	居住誘導区域に交付対象住宅を取得した場合	5万円	神鳥谷南地区計画区域内に交付対象住宅を取得した場合	5万円	思川駅北口駅前地区計画区域内に交付対象住宅を取得した場合	5万円		空き家バンクに登録されている交付対象住宅を取得した場合	10万円
区 分	基 準	補助額																										
(1) 住宅補助【上限額】 ※(2)基本額+ (3)加算額	交付対象住宅が【新築】の場合	50万円																										
	交付対象住宅が【中古】の場合	20万円																										
(2) 住宅補助【基本額】	交付対象住宅が【新築】の場合	30万円																										
	交付対象住宅が【中古】の場合	10万円																										
(3) 住宅補助【加算額】	本人若しくは配偶者が39歳以下又は同一世帯に15歳以下の子がいる場合	10万円																										
	三世代以上で同居している場合	5万円																										
	居住誘導区域に交付対象住宅を取得した場合	5万円																										
	神鳥谷南地区計画区域内に交付対象住宅を取得した場合	5万円																										
	思川駅北口駅前地区計画区域内に交付対象住宅を取得した場合	5万円																										
	空き家バンクに登録されている交付対象住宅を取得した場合	10万円																										

評価指標 Ⅲ-3 新たな転入勤労者に対する支援

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【Ⅲ-3-①】転入勤労者等住宅取得補助金を利用した東京圏からの年間転入者数	115人	130人

■ 具体的取り組み	■ 方針
①ワーク・ライフ・バランス推進事業	
【変更】★	
<p>・男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭生活を両立することができて、誰もが働きやすい環境づくりを積極的に取り組んでいる事業者を「小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者」として認定し、事業者名や取組内容を広く周知し、事業者の取組を支援するとともに、働く場における男女共同参画の意識の向上を目指す。</p> <p>・男女共同参画に関する市内事業所アンケート調査結果においては、ワーク・ライフ・バランスの取組や多様な子育て支援が実施されており、時間外労働の縮減や有給休暇の取得率向上に取り組んでいる事業所が増加傾向にある一方、現状ではワーク・ライフ・バランスに取り組んでいないという事業所も見受けられた。子育てしながら安心して快適に働き続けられる労働環境の確保を目指し、国や県、市における両立支援等の助成や支援制度の活用を促進するとともに、全ての人がその能力を十分に発揮することができるよう、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方を推進する。</p>	
<p>【事業概要】</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所、事務所等があり、常時雇用する労働者を有して活動（非営利的な活動を含む）を行っている事業者 <p>○認定の対象となる取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仕事と家庭生活の調和を図るための積極的な取組 2. 女性従業員の能力発揮を促進するための積極的な取組 3. 地域における子育て、ふれあい活動等の地域貢献活動を推進するための積極的な取組 <p>○認定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定の対象となる上記の取組で、それぞれの項目において条件を満たしている場合には☆が1つ付き、最高3つ星の認定となる。 <p>○認定されると</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定証を交付するとともに、事業者名や取組の内容等について、市が主催する男女共同参画にかかる講演会や催し等で周知するほか、広報誌やホームページなどへ掲載する。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>認定番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定証</p> <p>事業者の名称 ○○○株式会社 ○○支店</p> <p>所在地 小山市○○町○丁目○番地○</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>貴事業者は、仕事と家庭生活とを両立することができ、誰もが働きやすい職場を実現するため、積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者として認定いたします。</p> <p>認定日 令和 ○年 ○月 ○日</p> <p>認定期間 令和 ○年 ○月 ○日まで</p> <p>交付日 令和 ○年 ○月 ○日</p> <p style="text-align: center;"> 小山市長  </p> </div> <p>▲小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定証</p>

【Ⅲ-4 労働環境・労働者福祉の充実】

■ 具体的取り組み	■ 方針
②労働者福祉充実事業	【拡大】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者とその家族が楽しく豊かな生活を送ることができるよう、福利厚生の実施と施設の整備を図る。 ・ (一財) 小山市勤労者共済サービスセンターによる会員事業所・勤労者への健康管理事業、自己啓発事業、住宅・生活資金融資斡旋、イベント開催・レジャー施設利用補助等の余暇活動推進事業等の各種福利厚生事業を推進する。 ・ 「小山市勤労者福祉会館」を「小山市勤労青少年ホーム」に機能を移転・集約し、勤労者福祉事業と勤労青少年事業を同所で実施する勤労者のための複合施設とし、利用者へのサービス内容の充実を図るとともに、福祉事業等の利用を促進する。 <div style="text-align: center;">  </div> <p>▲ (仮称) 小山市勤労者総合福祉センター</p>	

評価指標

Ⅲ-4 労働環境・労働者福祉の充実

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【Ⅲ-4-①】ワーク・ライフ・バランス認定事業者数	65社	115社
【Ⅲ-4-②】勤労者総合福祉センター年間利用者数	52,993人	55,000人

IV 次代の小山を担う力の創造一人・ものづくり

基本施策 IV-1 若者や女性等の創業支援・育成

■ 具体的取り組み	■ 方針
①創業起業支援事業	【変更】★
<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業診断士やビジネスコーチによる地域の企業家の創業・経営に関するさまざまな課題解決に向けた個別指導と助言を実施する。・ 創業を考えている方や、新たな事業に取り組んでいる起業家、会社設立を考えている方などを対象に実践的な経営講座を開催する。・ 起業意識の醸成を図るため広く起業に興味のある市民等を対象に「起業家フォーラム」を開催する。・ コロナ禍の「新しい生活様式」に対応した取り組みを推進することで事業進捗を図る。	
【事業概要】	
○創業・経営相談 <ul style="list-style-type: none">・ 無料	
○起業家育成講座 <ul style="list-style-type: none">・ ビジネスプラン作成コース（秋、全4回）	
○起業家フォーラム <ul style="list-style-type: none">・ 市内起業家によるパネルディスカッション等・ 2～3月、1回	


■ 具体的取り組み	■ 方針
②創業応援事業 変更なし	【現状維持】
<p>・若者や女性をはじめ創業を目指す多様な人材が、よりスピーディーにかつ安心して創業できるように創業者向けの助成金を検討する。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○支援メニュー例</p> <p>(1) 対象となる創業融資を受け、市内で創業をしたものについて助成金を支給する。</p> <p>(2) 対象となる創業融資を受け、市内で創業をしたものについて支払利子分を支給する。</p> <div data-bbox="885 705 1316 1142" style="text-align: center;"> </div>	

評価指標 IV-1 若者や女性等の創業支援・育成

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31 現在】	目標年次 【R7年度】
【IV-1-①】市内における創業者数（累計）	2人	12人


■ 具体的取り組み	■ 方針
①企業経営体質強化事業	【変更】
<ul style="list-style-type: none"> ・近年の厳しい経済情勢等に対抗できる企業の経営体質の強化を図るため、同業種及び異業種間の連携強化を促進するとともに、市、商工会議所、中小企業団体等による経営診断、経営相談、経営者セミナー等の支援や、市内企業が抱える経営者保証解除に向けた事業承継問題の解決を図る。 ・ベンチマーキング手法などを取り入れ、好業績企業の経営スタイルや経営実践を学習しながら、相対的な経営力のボトムアップを図る。（※ベンチマーキング手法とは、自己革新を目的とし、高い革新成果を達成している他社のやり方を学び、自己の革新を最高水準に高める方法を考え出すことである。） ・コロナ禍の「新しい生活様式」に対応した取り組みを推進することで事業進捗を図る。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲「未来を拓く」経営トップセミナーの様</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲経営相談会イメージ</p> </div> </div>	

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【IV-2-①】経営トップセミナー等開催回数	78回	150回

■ 具体的取り組み	■ 方針
<p>①ものづくり人材育成助成金交付事業 変更なし</p>	<p>【現状維持】★</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市内ものづくり中小企業が、専門的知識及び技能の習得、現場管理能力の強化その他の技術力の向上又は経営力強化のため、研修に自社の従業員を受講させた場合及び次世代を担う人材育成のために研修等を自ら開催した場合に、その費用の一部を助成する。 ・人材育成については、市内事業者アンケート調査においても、経営上の課題や今後必要な事項として最も多く回答があったこと、さらに、本市が目指すべき工業振興の方向性として、ものづくり産業に関わる人材確保・育成推進についても最も多かったことを踏まえ、当該事業を積極的に展開することによる本市のものづくり産業の育成・振興の推進を図るものとする。 	
<p>【事業概要】</p>	
<p>○対象者：次の（１）～（３）の要件を全て満たす者</p>	
<p>（１）小山市内に事業所を有して製造業を営む中小企業者又は前者を含む団体</p>	
<p>（２）市税（法人市民税、固定資産税）を滞納していないこと</p>	
<p>（３）他の機関から同種の助成を受けていない、又は受ける予定がないこと</p>	
<p>○助成対象事業</p>	
<p>（１）ものづくりに係る専門的知識の習得、技術力の向上などに資する研修に自社の従業員を派遣し参加させた場合</p>	
<p>（２）技術指導員（特級、１級、単一等級技能検定合格者又は研修内容に精通した者）を招いて上記内容の研修を自ら開催した場合</p>	
<p>○対象経費</p>	
<p>研修受講料、教材費、技術指導員謝礼、交通費、会場借上費、印刷製本費、広告宣伝費</p>	
<p>○助成率：対象経費の 1/2 以内</p>	
<p>○限度額：20 万円/年度</p>	
	
<p>▲若手社員人材育成研修イメージ</p>	



▲若手社員人材育成研修イメージ



■ 具体的取り組み	■ 方針
②小山市工業大学セミナー事業	【現状維持】
<ul style="list-style-type: none"> ・現在実施されている小山工業大学セミナーを継続的に実施しながら、市内事業者の従業員研修を行うことにより、効果的な人材育成、事業所のスキルアップを推進する。 ・実施にあたっては、小山商工会議所や関東職業能力開発大学等と連携しながら、各種講座の充実とともに、研修方法の開発、教材の開発、講師の派遣等に関し必要な支援を行うことを検討する。 ・コロナ禍の「新しい生活様式」に対応した取り組みを推進することで事業進捗を図る。 <p>【事業概要】</p> <p>○講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3次元CAD講座、表計算ソフト Excel の活用、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）講座、チラシ広告デザイン、文書作成ソフト Word の活用、プレゼンテーションソフト PowerPoint の基本操作 <div style="text-align: center;">  </div> <p>▲小山市工業大学セミナーの様相</p>	

評価指標 IV-3 若手人材の教育環境・基盤整備

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【IV-3-①】ものづくり人材育成助成金交付件数	166件	300件
【IV-3-②】小山市工業大学セミナー受講者数	338人	680人

V 互いに支え合う力の創造－交流・ネットワークづくり

基本施策 V-1 地元企業のPR・交流機会の創出

■ 具体的取り組み	■ 方針
① 地元企業のPR・交流機会創出事業	【現状維持】
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の工業をPRする場として開催されている工業祭について、継続的な実施を図るとともに、より地元企業の製品や活動等を広く市民等にアピールするため、現在5年に一回の開催スパンの見直しを検討するとともに、企業に対しては参加費助成の充実など、より参会しやすい支援を検討する。また企業主催のフェスティバル等についても、積極的な開催促進を目指す。 ・地元企業を市民等にPRし、本市の工業を知ってもらう機会を広めるため、現在実施している「科学体験バスツアー」の充実を図り、子どもたちのものづくりへの興味・関心を寄せるきっかけづくりとして工場見学バスツアー等の実施を図る。実施にあたっては、見学受け入れ企業の情報収集と提供に努めながら、有効な開催回数等を検討する。 ・市内工業団地と地元住民の交流を図り、市内工業と地域の発展を目指すため、「意見交換会」を開催する。 ・子育て支援や男女共同参画あるいは環境への配慮等に積極的に取り組む企業に対し、市独自の表彰制度を設けるなど、地元企業のPR効果を高めるため支援策を検討する。 ・コロナ禍の「新しい生活様式」に対応した取り組みを推進することで事業進捗を図る。 	
 <p>▲工業祭の様様</p>	 <p>▲科学体験バスツアーの様様</p>

評価指標 V-1 地元企業のPR・交流機会の創出

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【V-1-①】科学体験バスツアー等参加者数	209人	380人
【V-1-①】工業団地と地元住民意見交換会の実施回数	7回	20回

■ 具体的取り組み	■ 方針								
<p>①企業立地促進事業と周知・PR事業 変更なし</p>	<p>【現状維持】★</p>								
<p>・本市においては、各種企業立地に係る支援制度を実施しているが、市内事業者アンケート調査においても、それら制度の知名度や活用実績の低さが課題として明らかになったことを踏まえ、既存の小山市未利用地利用促進制度や企業立地促進土地取得奨励金など、本市における各種企業立地促進のための支援制度を充実し継続的に実施しながら、県の支援制度とあわせ積極的な制度利用を促進するための周知・PR活動を一体的に行い、優良企業の進出・安定就労の確保に向けた支援施策の充実を図る。</p>									
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="288 819 778 1518"> <p>市内ものづくり中小企業の皆様へ 小山市ものづくり人材育成事業助成金</p> <p>市内において製造業を営む中小企業者が、専門的知識及び技能の習得、現場管理能力の強化その他技術力の向上又は経営力強化のために、自社の従業員に受講させる研修の受講料や、次世代を担う人材の育成のために自ら開催する研修費用の一部を助成します。</p> <p>1 対象者 次の①から③の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に事業所を有する製造業を営む中小企業者又は前者を含む団体 ②市税を滞納していないこと ③他の機関から同種の助成を受けていない、又は受ける予定がないこと <p>2 対象事業、対象経費、助成率、限度額、申請</p> <table border="1"> <tr> <td>対象事業</td> <td>①ものづくりに係る専門的知識の習得、技術力の向上、経営力の強化に資すると市長が認める各種研修に自社の従業員を参加させた場合 ②技術指導員を招いて自らの研修を開催した場合</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>研修受講料、教材費、技術指導員謝礼、交通費、会場費、会場準備費、印刷製本費、広告宣伝費</td> </tr> <tr> <td>助成率</td> <td>対象経費の1/2以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>20万円/年度</td> </tr> </table> <p>交付申請・決定</p> <p>対象事業終了後60日以内に下記書類を添え申請し、審査後に交付決定します。 (申請書、研修受講(実施)報告書、企業(団体)概要書、対象事業及び対象経費を確認できる書類の写し、法人登記簿謄本又は定款規程、納税証明書、技術指導員の技能検定合格証書又は指導内容に係る履歴書等)</p> <p>*限度額に達するまで何度でも申請できます。 *申請書、研修受講(実施)報告書、企業(団体)概要書は、市ホームページからダウンロードできます。</p> <p>※技術指導員……特級、1級、単一等級技能検定合格者又は研修内容に精通した者</p> <p>申請先 小山市工業振興課工業振興係 (〒323-8686 小山市中央町一丁目1番1号) TEL: 0285-22-9399 FAX: 0285-22-9685 mail: d-kousyo@city.oyama.tochigi.jp URL: http://www.city.oyama.tochigi.jp/</p> </div> <div data-bbox="826 819 1321 1518"> <p>企業優遇制度のご案内 ～各種補助金・融資制度～</p> <p>土地取得助成金最大30%を助成 工業振興奨励金・固定資産税相当額を3年間助成</p> <p>北関東自動車道、宇都宮上三川IC、小山市、浪水戸線、五霞IC、関央道</p> <p>小山市工業団地、小山市工業団地、小山市工業団地、小山市工業団地、小山市工業団地、小山市工業団地、小山市工業団地、小山市工業団地、小山市工業団地、小山市工業団地</p> <p>小山市経済部工業振興課 〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1 TEL 0285-22-9396 FAX 0285-22-9685 小山市ホームページアドレス http://www.city.oyama.tochigi.jp/</p> </div> </div>		対象事業	①ものづくりに係る専門的知識の習得、技術力の向上、経営力の強化に資すると市長が認める各種研修に自社の従業員を参加させた場合 ②技術指導員を招いて自らの研修を開催した場合	対象経費	研修受講料、教材費、技術指導員謝礼、交通費、会場費、会場準備費、印刷製本費、広告宣伝費	助成率	対象経費の1/2以内	限度額	20万円/年度
対象事業	①ものづくりに係る専門的知識の習得、技術力の向上、経営力の強化に資すると市長が認める各種研修に自社の従業員を参加させた場合 ②技術指導員を招いて自らの研修を開催した場合								
対象経費	研修受講料、教材費、技術指導員謝礼、交通費、会場費、会場準備費、印刷製本費、広告宣伝費								
助成率	対象経費の1/2以内								
限度額	20万円/年度								
<p>▲各種制度のチラシ等による周知・PR</p>									

【該当事業】評価項目	現況値 【R2.12.31現在】	目標年次 【R7年度】
【V-2-①】企業立地促進事業促進パンフレット等の作成・配付及びPR部数	5,000部	10,000部

■ 具体的取り組み	■ 方針
①異業種間・企業間交流事業	【現状維持】
<ul style="list-style-type: none"> ・おやま産学官ネットワークでは、産業界、高等教育機関、行政機関が連携・協力して、地域経済の活性化等を図るため、業種を越えた人的ネットワーク形成を推進している。 ・異業種間交流は、新しい事業や経営改善のヒントが得られる等の効果が期待できることから、広く市内に立地する企業・事業所に波及していく支援を検討する。 ・工業団地の入居企業間、工業団地間の情報伝達の一元化・スピード化を図るほか、市内の企業間、工業関係団体間の交流促進による緊密なコミュニケーションを形成し、可能な範囲で情報・技術を共有することにより、共同体としての小山の産業・地域振興を図る。 ・コロナ禍の「新しい生活様式」に対応した取り組みを推進することで事業進捗を図る。 	
<p>▲おやま産学官ネットワークのイメージ</p>	

【該当事業】評価項目	現況値 【R 2. 12. 31 現在】	目標年次 【R 7 年度】
【V-3-①】異業種間・企業間交流事業開催回数	15 回	40 回

4-4 重点事業の位置づけ検討

前述の具体的と仕組みの位置づけ方針に基づき、該当する事業について、下記の通り見直すものとします。

(1) 重点事業位置づけの視点

① 地元企業の支援と新たな工業基盤整備の両輪で進める工業振興の視点

本市の発展・活性化に必要な地元企業に対しては、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、今後想定される人口減少傾向などを受け止めつつ、既存の各種支援制度による支援を継続的に推進するとともに、今後さらなる市場のグローバル化や国際競争に対応した地元企業力の強化を図るため、既存支援制度の拡充が求められる。

また、本市には地域特産等を活かした魅力ある「おやまブランド」を有している。その魅力を最大限活かした産業振興を図ることによる、本市の個性と魅力を発信していくことが求められる。

一方、地元企業からも本市の強みとして評価されている地の利を活かし、新たな工業団地開発など工業基盤の整備についても、長期的視点に立った本市の工業発展上欠かせない施策として挙げられる。全市的な人と企業に選ばれるための施策の展開を牽引するため、本計画においても積極的な企業誘致策について推進することが重要である。

このように、本市の工業を支える地元企業の支援と、新たな工業基盤の整備について、本市の工業振興に欠かせない重要な視点として捉え、重点的に推進していくものとする。

② 新たな雇用の創出と人材育成による持続的な工業振興の視点

今後ますます進展する少子化等を背景とした人材・後継者不足という課題に対し、早急な対応が求められるとともに、地元企業が抱える課題解決に向けた支援に取り組むことが重要である。

そのため、新たな雇用の場となる企業誘致促進をはじめ、本市の工業に従事する労働力を確保するための新たな雇用の創出に係る企業及び求職者に対する支援、及びものづくり産業等の持続的な発展に向けた事業を重点的に推進していくものとする。

③ 産学官の連携と行政の積極的支援による効果的・効率的な工業振興の視点

各種工業振興策を効果的、効率的に展開していくに当たっては、企業、教育機関、行政の産学官の連携と協力が必要不可欠である。企業立地促進の効果的な手法の検討や、雇用に係る若者と企業のマッチング、多様な人々の就労や人材育成に対する支援などについて、その連携・協力体制のもと積極的に事業の推進を図っていくことが求められる。

また、工業振興に係る各種支援制度等については、これまで積極的な実施を進めてきたところであるが、さらに地元企業や市外企業に対しても積極的な周知・PRを図り、制度等の利用促進と企業誘致を重点的に推進していくものとする。

(2) 重点事業

重点事業の位置づけの視点を踏まえ、具体的取り組みのうち、本市の工業を取り巻く緊急的課題への対応や、工業・地域振興において先導的な役割を担うものについては、各基本目標に対応しながら重点的に取り組む事業として、以下のとおり 15 の重点事業を位置づけ、積極的な事業展開を図るものとする。

■ 基本目標ごとの重点事業

◆基本目標 1：地域とともに発展する力の創造「活力・魅力づくり」

重点事業①：【 I-1-⑤】 海外販路拡大事業<視点①, ③>

- ・日本貿易振興機構（JETRO）と連携し海外展開を支援

重点事業②：【 I-1-⑥】 中小企業設備投資促進事業<視点①>

- ・中小企業の活性化と生産性向上による経営基盤の安定化

重点事業③：【 I-2-②】 本場結城紬後継者育成・生産振興事業<視点①, ②>

- ・後継者の確保・育成、小山産繭からの一貫生産体制を構築

◆基本目標 2：さらに発展する工業力の創造「人と企業に選ばれる基盤づくり」

重点事業④：【 II-1-①】 工業団地開発事業<視点①, ②>

- ・将来を見据えた新たな産業立地・集積の受け皿となる（仮称）第四工業団地第二工区の開発推進

重点事業⑤：【 II-2-①】 工業振興奨励金拡大事業<視点①, ②>

- ・既存制度の拡充による地元企業の事業活動活性化と新たな企業立地促進

重点事業⑥：【 II-2-③】 本社機能移転補助金交付事業<視点①, ②>

- ・立地優位性、交通利便性等を活かし、本社機能移転促進による人と企業に選ばれる施策の展開

重点事業⑦：【 II-2-④】 企業誘致計画策定事業<視点①, ②, ③>

- ・長期的視点に立った効果的な企業誘致の促進策の検討

◆基本目標 3：新たな働く力の創造「雇用創出・労働環境づくり」

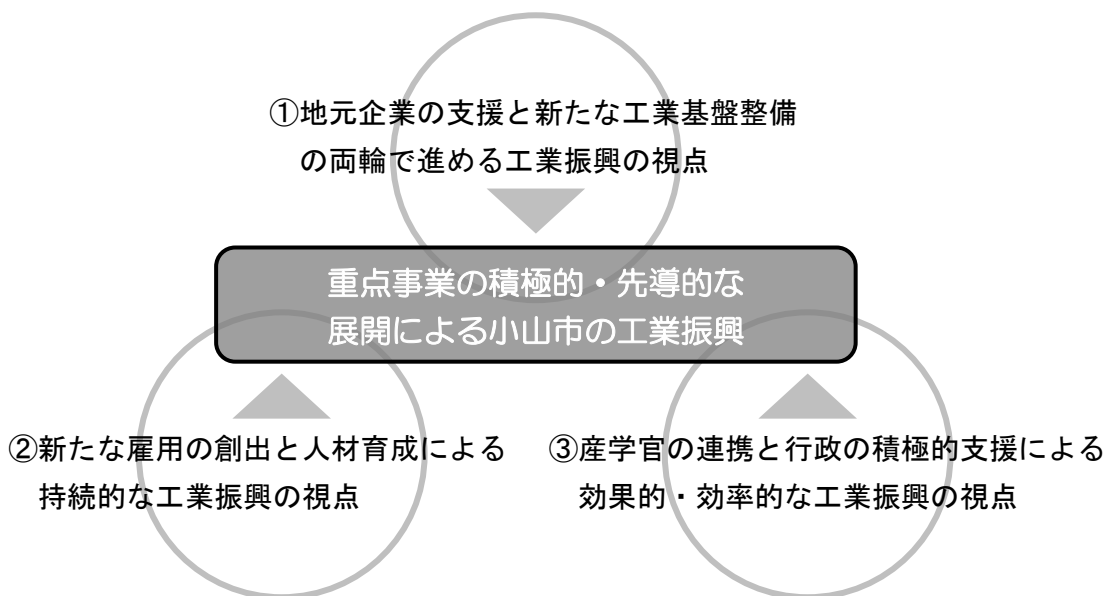
- 重点事業⑧：【Ⅲ-1-①】緊急雇用対策事業（雇用促進奨励金）＜視点①, ②＞
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢を注視し、雇用の安定化・拡大
- 重点事業⑨：【Ⅲ-1-②】トライアル雇用促進支援事業＜視点①, ②＞
 - ・雇用者と労働者とのミスマッチを防ぐとともに、市内労働者の雇用の安定及び促進
- 重点事業⑩：【Ⅲ-2-①】求職者技能向上教育訓練奨励金交付事業＜視点①, ②＞
 - ・市内に居住する求職者の技能向上の奨励と、市内雇用の促進
- 重点事業⑪：【Ⅲ-2-③】就労支援事業＜視点①, ②, ③＞
 - ・市内企業、教育機関、行政の連携・協力による多様な人々の就労支援
- 重点事業⑫：【Ⅲ-4-①】ワーク・ライフ・バランス推進事業＜視点②, ③＞
 - ・企業の子育て支援制度充実の促進と職場における仕事の家庭の両立支援

◆基本目標 4：次代の小山を担う力の創造「人・ものづくり」

- 重点事業⑬：【Ⅳ-1-①】創業企業支援事業＜視点①, ③＞
 - ・起業家・創業家の育成
- 重点事業⑭：【Ⅳ-3-①】ものづくり人材育成助成金交付事業＜視点①, ②＞
 - ・専門的知識及び技能の習得、経営力強化等による人材育成の支援

◆基本目標 5：互いに支え合う力の創造「交流・ネットワークづくり」

- 重点事業⑮：【Ⅴ-2-①】企業立地促進事業と周知・PR事業＜視点①, ②, ③＞
 - ・企業立地促進事業の継続的实施と周知・PRによる利用促進



4-5 今後の計画推進について

(1) 今後の対応について

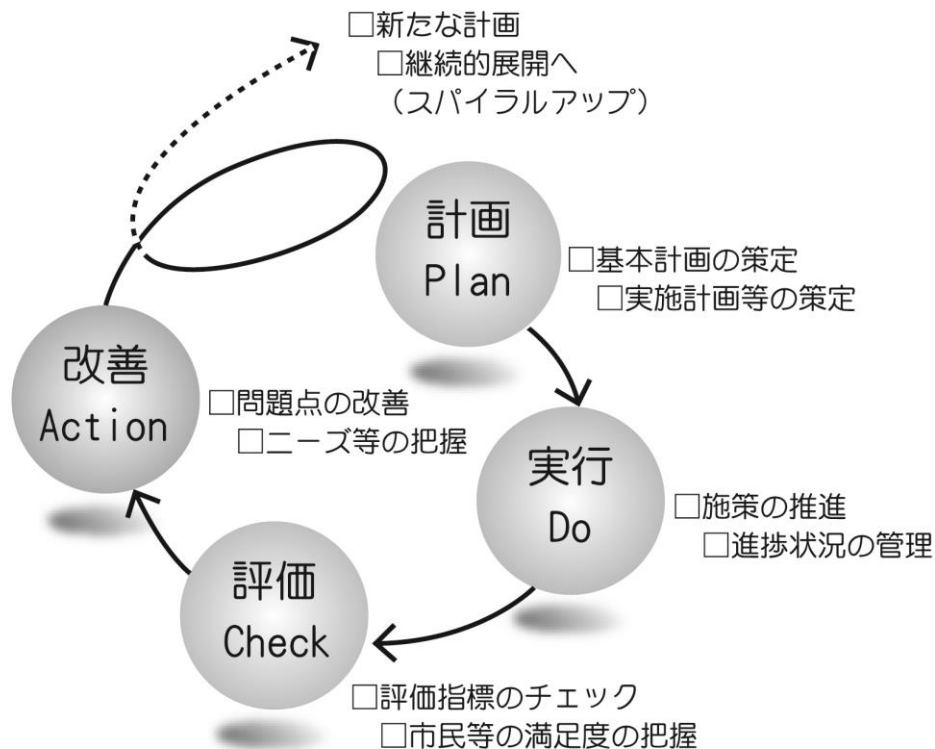
今回の中間見直しは、現行計画策定から中間年次までの進捗を踏まえた方向性の変更、目標値の修正と、最新の社会情勢への対応を目的とした、既存の取り組み内容の変更が中心となっている。

今後さらなる事業の見直しや新規事業の立案が必要となった場合には、最新の社会情勢や本市の実態、市民・関係者のニーズを踏まえて、求められる事業の実施を検討する。また、市財政の健全化に必要な自主財源の安定確保を図るための工業団地開発推進など、内容によっては長期的かつ慎重な協議が必要となるケースがあるため、次期計画（第三期小山市工業振興基本計画）策定時の検討材料として整理する。

(2) 計画の進行管理

各事業を実効性の高めるため、また時代背景やニーズに対し適切に対応するために、引き続き本計画や上記に示した実施計画等の計画をもとに、PDCAサイクル※による計画の進行管理を行うことが求められる。

◆PDCAサイクルによる計画の進行管理イメージ



※PDCA サイクル: PDCA は、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の各頭文字。行政計画等の進行管理においても重要な概念の一つ。